

(第2次) 小樽市環境基本計画 (案)

令和7(2025)年度～令和12(2030)年度

令和6(2024)年3月



「ゼロカーボンシティ小樽市」

～2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

近年、世界中で異常気象が発生し、我が国においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、各地で甚大な被害が発生しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、異常気象のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持ち、今まで以上に、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。

本市では、「第7次小樽市総合計画」の中で「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」を掲げており、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生するまちづくりを進めております。

将来の世代へ安心して心豊かに暮らせる地球環境を引き継ぐため、ここに、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、更なる取組を推進してまいります。

令和3年5月28日

小樽市長 迫 俊 哉

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の背景・目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 各主体の役割	5
6 計画の構成	6
第2章 社会動向と小樽市の概況	7
1 環境を取り巻く社会動向	8
2 小樽市の概況	17
第3章 環境の現状と課題	27
1 地球環境	28
2 自然環境	34
3 廃棄物・資源循環	47
4 社会環境	50
5 生活環境	56
6 環境学習・環境活動	67
7 環境に対する市民の満足度・重要度調査	71
8 環境に対する事業所の充実希望度・重要度調査	73
9 ワークショップ	75
10 小樽市の課題のまとめ	76
第4章 望ましい環境像と基本目標	77
1 望ましい環境像	78
2 基本目標	81
3 施策体系・環境指標	82
第5章 施策の展開	
1 基本目標1 地球環境	
2 基本目標2 自然環境	
3 基本目標3 廃棄物・資源循環	
4 基本目標4 社会環境	
5 基本目標5 生活環境	
6 基本目標6 環境学習・環境活動	

第6章 気候変動への適応

- 1 気候変動への適応とは
- 2 気候変動の影響の評価
- 3 気候変動の影響への適応策

第7章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

資料編

- 1 小樽市環境基本条例
- 2 計画策定の経過
- 3 第2次小樽市環境基本計画（案）について 諮問・答申
- 4 市民アンケート結果報告
- 5 事業所アンケート結果報告
- 6 ワークショップ結果
- 7 環境基準
- 8 用語集

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の「8 用語集」に解説を掲載

第1章

計画の基本的事項

1 計画改定の背景・目的

(1) 背景

本市は、平成22（2010）年6月に制定した「小樽市環境基本条例」に掲げる基本理念の実現に向け、平成27（2015）年2月に「小樽市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、六つの環境分野ごとに基本目標を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、平成27（2015）年に国連総会において、令和12（2030）年に向けた「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されるとともに、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、新たな気候変動対策に関する「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が目標として掲げられ、地球温暖化対策は世界規模で加速化するなど、策定から現在までに、地球環境を取り巻く動向は、大きく変化しています。

このような中、国では、第五次環境基本計画（平成30（2018）年閣議決定）において、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方も活用しながら、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を推進していくことを示すとともに、食品ロスやマイクロプラスチックなどの新たな環境問題も取り上げています。また、平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法」では、既に生じている（あるいは将来予測される）気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応策」の推進を法的に位置づけ、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」と「適応策」の両輪により社会全体で取り組んでいくことが求められました。その後、令和2（2020）年10月に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラルを宣言し、令和3（2021）年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、脱炭素社会の実現に向けた基本理念が明記されました。

本市では、令和元（2019）年10月に「第7次小樽市総合計画」を策定し、その基本構想に「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」をまちづくりのテーマの一つとして掲げ、また、令和3（2021）年5月に「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、取組を推進することとしています。

(2) 目的

前計画が令和6（2024）年度を以って計画期間満了を迎えるとともに、前述のように地球環境を取り巻く動向が大きく変化していることから、時代の変化に即した「第2次小樽市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

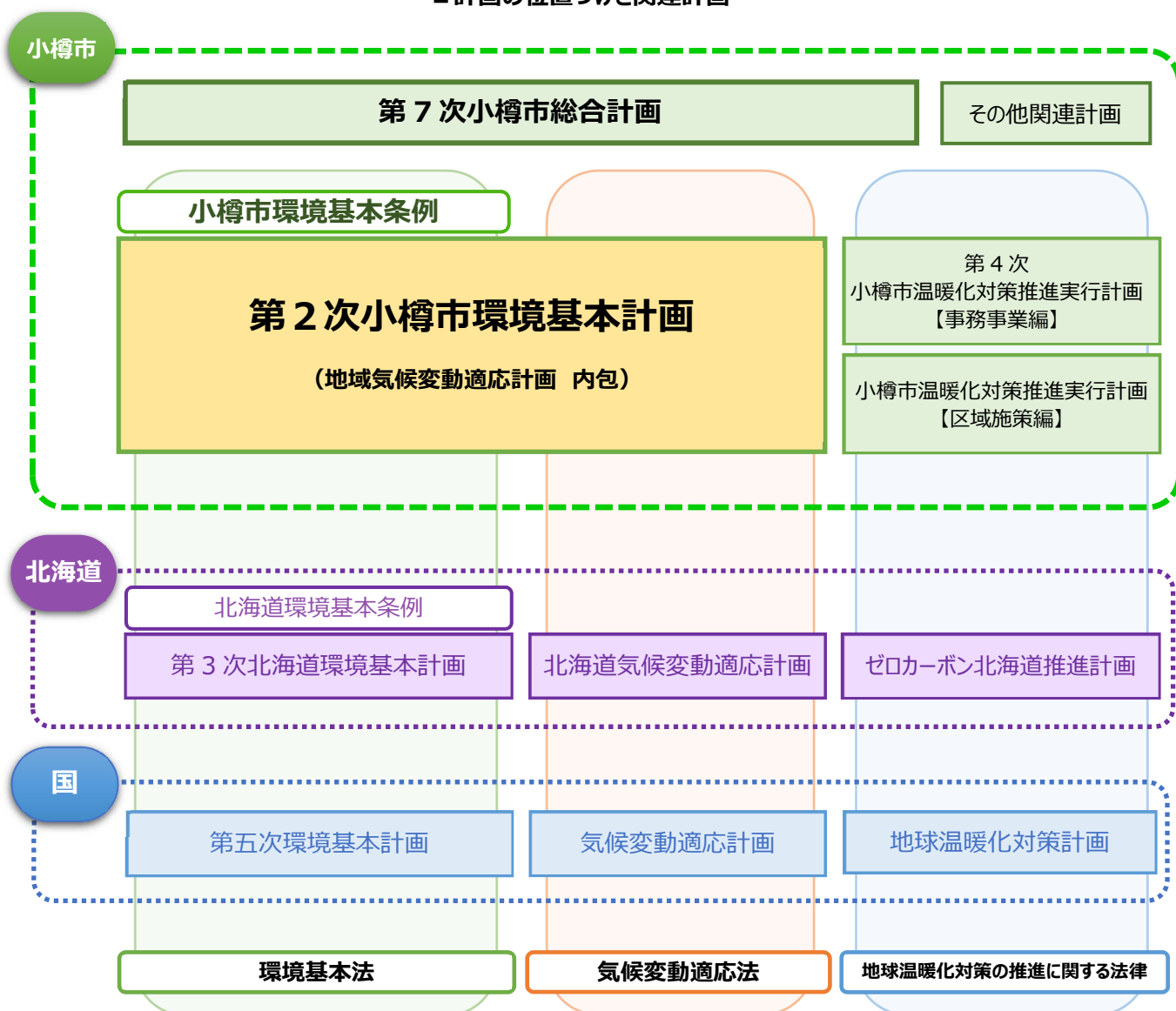
本計画は、小樽市環境基本条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する四つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題、そして、顕在化する気候変動の影響に対応するため、地域気候変動適応計画を内包した総合的な環境施策を計画的に推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、小樽市環境基本条例第8条の規定に基づき、小樽市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政のマスタープランとして策定します。なお、第6章は気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけます。

実施に当たっては、「小樽市総合計画」のほか、本計画に関連する本市の個別計画、国及び北海道の関連計画とも整合を図り推進していきます。

■計画の位置づけと関連計画



■本計画に関連する本市のその他個別計画

- ・小樽市一般廃棄物処理基本計画
- ・小樽市景観計画
- ・小樽市森林整備計画
- ・第2次小樽市緑の基本計画
- ・小樽市都市計画マスタープラン など

3 計画の対象

本計画の対象とする地理的範囲は本市全域とし、環境問題は広域的に影響することから、必要に応じて国や北海道、近隣自治体との連携を行います。

対象とする環境の範囲は、「地球環境」、「自然環境」、「廃棄物・資源循環」、「社会環境」、「生活環境」、「環境学習・環境活動」を基本とし、これらに関する私たち人間の諸活動を含むものとします。

■計画の対象とする環境の範囲

区 分	要 素
地球環境	地球温暖化、気候変動など
自然環境	森林、河川、海岸、動植物など
廃棄物・資源循環	ごみの適正処理、リサイクルなど
社会環境	公園緑地、景観、歴史的・文化的遺産など
生活環境	大気、水質、騒音、振動など
環境学習・環境活動	環境学習、環境情報など

4 計画の期間

前計画では、計画期間を 10 年と設定しましたが、本計画では他の関連計画との統合を見据え、計画期間を令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。

なお、本計画は6年間の計画期間で推進しますが、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画		令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年	令和12 (2030)年	令和13 (2031)年	
小樽市温暖化対策 推進実行計画	【事務事業編】											統合 予定
	【区域施策編】											
小樽市環境基本計画		現行(第1次)					第2次					

5 各主体の役割

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、市が環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。そのため、本計画を推進する主体は、市民、事業者、市とし、各主体の役割は「小樽市環境基本条例」に規定するそれぞれの責務を果たすことです。

■市民の役割

- ① 日常生活において、資源及びエネルギーの消費などによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- ② 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

■事業者の役割

- ① 事業活動を行うに当たっては、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ② 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

■市の役割

- ① 環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ③ ①の施策の実施に当たっては、本市を訪れる者に対しても、その協力が得られるように、当該施策の周知に努めなければならない。

6 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- | | | |
|--------------|-----------|---------|
| 1 計画改定の背景・目的 | 2 計画の位置づけ | 3 計画の対象 |
| 4 計画の期間 | 5 各主体の役割 | 6 計画の構成 |

第2章 社会動向と小樽市の概況

- | |
|--|
| 1 環境を取り巻く社会動向
(1)国際的な動向 (2)国の動向 (3)北海道の動向 (4)小樽市の動向 |
| 2 小樽市の概況
(1)位置・地勢 (2)沿革 (3)気象 (4)人口・世帯 (5)産業 (6)土地利用
(7)交通 |

第3章 環境の現状と課題

- | |
|---|
| 1 地球環境
(1)地球温暖化 (2)エネルギー (3)酸性雨 (4)オゾン層の破壊 (5)市民意識 |
| 2 自然環境
(1)森林 (2)河川 (3)海岸 (4)保全地域等 (5)植物 (6)動物
(7)自然とのふれあいの場 (8)市民意識 |
| 3 廃棄物・資源循環
(1)ごみの処理 (2)3R ～ リデュース・リユース・リサイクル (3)市民意識 |
| 4 社会環境
(1)公園・緑地 (2)水辺 (3)景観 (4)歴史的・文化的遺産 (5)市民意識 |
| 5 生活環境
(1)大気質 (2)水質 (3)騒音・振動・悪臭 (4)公害苦情 (5)市民意識 |
| 6 環境学習・環境活動
(1)環境学習 (2)環境情報 (3)環境活動 (4)市民意識 |
| 7 環境に対する市民の満足度・重要度調査 |
| 8 環境に対する事業所の充実希望度・重要度調査 |
| 9 ワークショップ |
| 10 小樽市の課題のまとめ |

第4章 望ましい環境像と基本目標

- | | |
|-------------|--------|
| 1 望ましい環境像 | 2 基本目標 |
| 3 施策体系・環境指標 | |

第5章 施策の展開

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 基本目標1 (地球環境) | 2 基本目標2 (自然環境) |
| 3 基本目標3 (廃棄物・資源循環) | 4 基本目標4 (社会環境) |
| 5 基本目標5 (生活環境) | 6 基本目標6 (環境学習・環境活動) |

第6章 気候変動への適応

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 気候変動への適応とは | 2 気候変動の影響の評価 |
| 3 気候変動の影響への適応策 | |

第7章 計画の推進体制と進行管理

- | |
|-----------|
| 1 計画の推進体制 |
| 2 計画の進行管理 |

第2章

社会動向と小樽市の概況

1 環境を取り巻く社会動向

(1) 国際的な動向

① 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ・持続可能な開発目標

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、17 の目標と 169 のターゲットを定め、令和 12 (2030) 年までの持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール



出典：国際連合広報センター

② パリ協定

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において京都議定書の後継として採択されました。パリ協定では先進国のみならず途上国も含めた全ての国を対象としており、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を 21 世紀の長期目標として掲げています。

③ 昆明・モントリオール生物多様性枠組

令和 4 (2022) 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議で採択され、「自然と共生する世界」を 2050 年ビジョンと設定し、四つの長期のゴールを定めました。2050 年ビジョンの実現のために、「人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」を 2030 年ミッションとして掲げ、三つのターゲットを設定しています。

(2) 国の動向

① 第五次環境基本計画

持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画であり、分野横断的な六つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域などと地域資源を補完し支え合う地域循環共生圏を創造することで環境対策による地域の活性化を目指すとしています。令和6（2024）年4月に新たに第六次環境基本計画が閣議決定予定です。

■ 地域循環共生圏のイメージ図

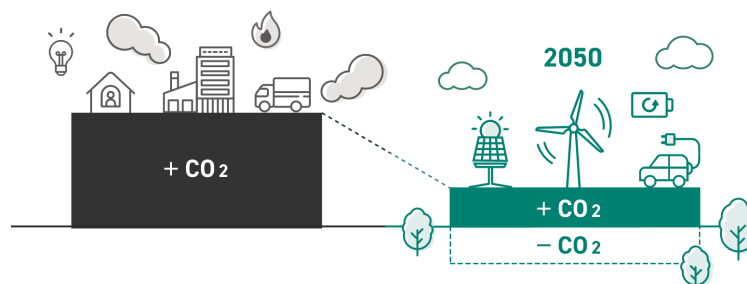


出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

② 地球温暖化対策の推進に関する法律

令和3（2021）年5月に改正され、「2050年カーボンニュートラル社会の実現」を目指すことが基本理念として位置づけられました。また、地方自治体において、地域の再生可能エネルギー（以下、再エネ）を活用した脱炭素化を促進する事業に係る方針などを定めるよう努めるとし、地域の脱炭素化の促進について推進しています。

■ カーボンニュートラルのイメージ図



出典：脱炭素ポータル HP（環境省）

③ 地球温暖化対策計画

令和 32（2050）年のカーボンニュートラル社会の実現のため、中期目標として令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46％削減することを掲げています。目標達成のために食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現、国土・都市・地域空間における分野横断的な脱炭素化などの取組に加え、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行や NbS（自然を活用した解決策）の取組を進めるとしています。

④ 気候変動適応計画

令和 3（2021）年 10 月に閣議決定され、気候変動影響による被害の防止・軽減を図るため七つの分野（農林水産業、自然災害、水環境・水資源、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）で適応策を策定しています。

⑤ 第 6 次エネルギー基本計画

令和 3（2021）年 10 月に閣議決定され、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給のために策定されました。令和 32（2050）年のカーボンニュートラル社会の実現のため、令和 12（2030）年度の再エネ導入目標を 36～38％としています。

⑥ 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30（2018）年 6 月に閣議決定され、七つの柱ごとに将来像、取組、指標を設定し、循環型社会の形成を目指すこととしています。

■第四次循環型社会形成推進基本計画の構成



出典：第四次循環型社会形成推進計画（概要）（環境省）

⑦ 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスを削減するため、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことを明記しています。

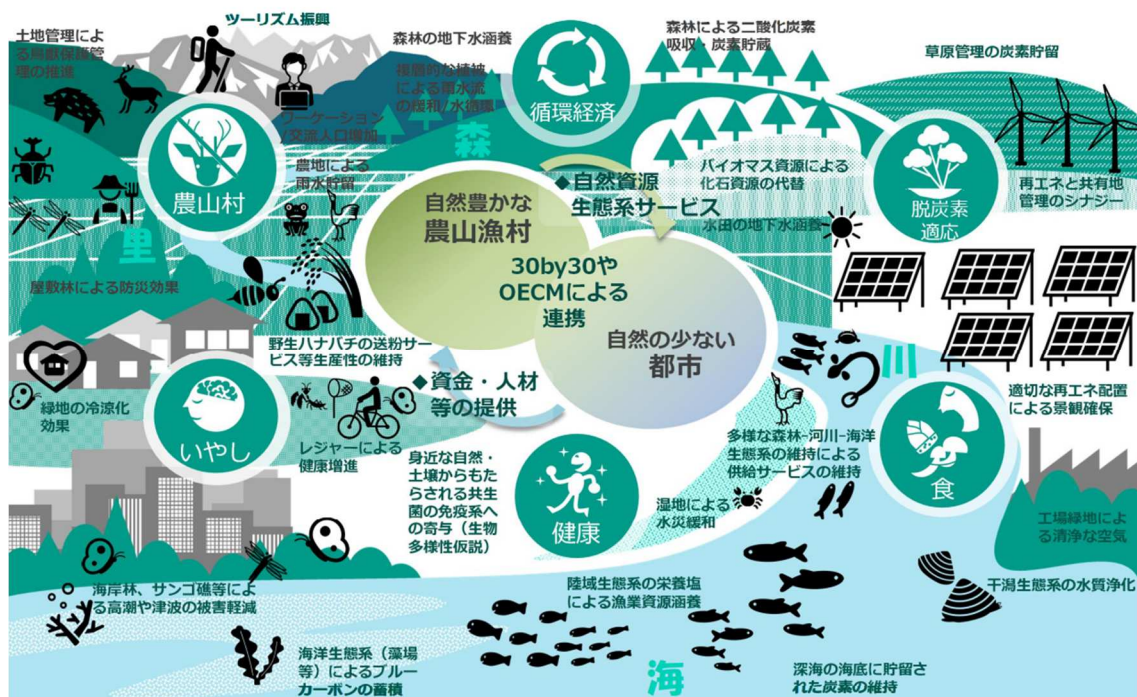
⑧ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックに関して包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組（3R+Renewable）を促進するための措置事項を示しています。

⑨ 生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略であり、令和5（2023）年3月に閣議決定されました。五つの基本戦略と基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）、行動目標（なすべき行動）を設定するとともに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成に向けた行程と具体策を示しました。

■ 30by30 実現後の地域イメージ



出典：30by30 ロードマップ（環境省）

(3) 北海道の動向

① 北海道環境宣言

平成 20 (2008) 年に開催された北海道洞爺湖サミットにて宣言され、環境と調和したエコアイランド北海道の実現のため、環境配慮における「3つの心(地球を守る心、もったいない心、自然と共生する心)」と環境にやさしい「8つの行動」を推進しています。

■北海道環境宣言



出典：北海道環境宣言チラシ（北海道）

② 北海道環境基本計画〔第3次計画〕

令和 3 (2021) 年 3 月に策定され、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～」を令和 32 (2050) 年の将来像として示しました。五つの分野で施策を定め、それぞれの施策で SDGs との関係性も示しています。

③ 北海道環境教育等行動計画～環境をまもり育てる人づくり・協働取組のために～

平成 26 (2014) 年に策定され、「道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める」ことを目指す方向として掲げており、個人、学校など、事業者、地域団体・市民活動団体など、市町村などの様々な主体による環境教育などの取組を支援するとしています。

④ ゼロカーボン北海道推進計画

(北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)[改訂版])

令和32(2050)年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指し、中期目標として令和12(2030)年までに温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で48%以上削減することを掲げています。目標達成のために、省エネ化や再エネの活用、森林などの二酸化炭素吸収源の確保を推進しています。

■2050(令和32)年のゼロカーボン北海道のイメージ図



出典：北海道 HP

⑤ 北海道気候変動適応計画

北海道の地域特性や社会情勢の変化を踏まえ、気候変動の影響に対する適応の取組を総合的かつ計画的に推進するために、令和2(2020)年3月に策定されました。国の報告書を基に道で予測される気候変動の影響を整理し、適応の推進方策を示しています。

⑥ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】

省エネルギー、新エネルギーの促進による四つの目指す姿とその実現に向けた三つの挑戦を示しています。第6次エネルギー基本計画が策定されたことを踏まえ、令和4(2022)年3月に改訂され、令和12(2030)年の省エネ目標値と新エネ導入量目標値について見直しが行われました。

⑦ 北海道循環型社会形成推進計画（第２次）

令和２（２０２０）年３月に策定され、「３Ｒの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」の四つを基本事項として、道が講ずべき施策や、各主体に期待される役割を示しています。

⑧ 北海道食品ロス削減推進計画

令和３（２０２１）年３月に策定され、「道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～」を目指す姿としており、取組について三つの基本方針と各主体の役割を示しています。

⑨ 北海道生物多様性保全計画

平成２２（２０１０）年７月に策定され、平成２７（２０１５）年９月に一部変更しています。「地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全」、「地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用」の二つの目標を掲げています。道を四つの圏域（道北、道東、道央、道南）と八つの生態系（高山、森林、湿原、河川・湖畔、海岸、浅海岸、農村、都市）に区分し、それぞれの環境を考慮した施策について三つの実施方針を定めています。

(4) 小樽市の動向

① 第7次小樽市総合計画

令和元（2019）年10月に第7次小樽市総合計画を策定し、「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽～あらたなる100年の歴史へ～」を将来都市像として掲げており、環境保全のための施策も定めています。

② 小樽市環境基本計画

市では平成27（2015）年2月に「小樽市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として「豊かな自然に包まれ歴史と文化が息づく快適空間…ともに守り未来へつなぐ環境にやさしいまち小樽」を掲げ、六つの基本目標に基づいて施策を定めました。

③ 小樽市温暖化対策推進実行計画

地球温暖化を防止するためには、地域や国、国際社会が、それぞれの枠組みに応じた法令やルールに基づく対策や取組を積極的に進めていくことが不可欠となっています。本市でも、市の事務事業から排出される温室効果ガスについて、平成13（2001）年6月に「小樽市温暖化対策推進実行計画」を策定し、現在は「第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】」に基づき、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で52%以上の削減を目標としています。また、本市全体で排出されている温室効果ガスについて、令和5（2023）年9月に小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を策定し、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%以上の削減を目標としています。

■小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】

	期間	目標	結果
第1次 実行計画	平成13～平成17 (2001～2005)年度	市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を、平成17（2005）年度までに平成11（1999）年度比で2%以上削減する。	13.5%削減し、目標を達成
第2次 実行計画	平成18～平成22 (2006～2010)年度	市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を、各年度において、平成2（1990）年度比で6%以上削減する。	各年度10%以上削減し目標を達成
第3次 実行計画	平成24～令和3 (2012～2021)年度	市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を、令和3（2021）年度までに平成23（2011）年度比で10%以上削減する。	削減量 5,607t- CO_2 (16.4%削減)
第4次 実行計画	令和4～令和12 (2022～2030)年度	市の事務事業から発生する温室効果ガス総排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で52%以上削減する。	実行中

■小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】

期間	目標	結果
令和5～令和12 (2023～2030)年度	市全体で排出されている温室効果ガスについて、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%以上削減する。	実行中

④ 市民・事業者向けの取組など

市域から生じる温室効果ガス排出量を削減するために、家庭向けの温暖化対策ガイドブックである「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム（第9版）」を令和6（2023）年1月に、事業者向けのガイドブックである「おたるエコガイド（第6版）」を令和5（2023）年11月に発刊し、地球温暖化防止に向けた取組の啓発を行っています。地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動に大きく起因していることから、ライフスタイルを見直し、節水や節電など、身近なところから一人一人が環境に配慮した取組を行っていくことが大切です。

■小樽市で配布している環境情報冊子



出典：小樽市 HP

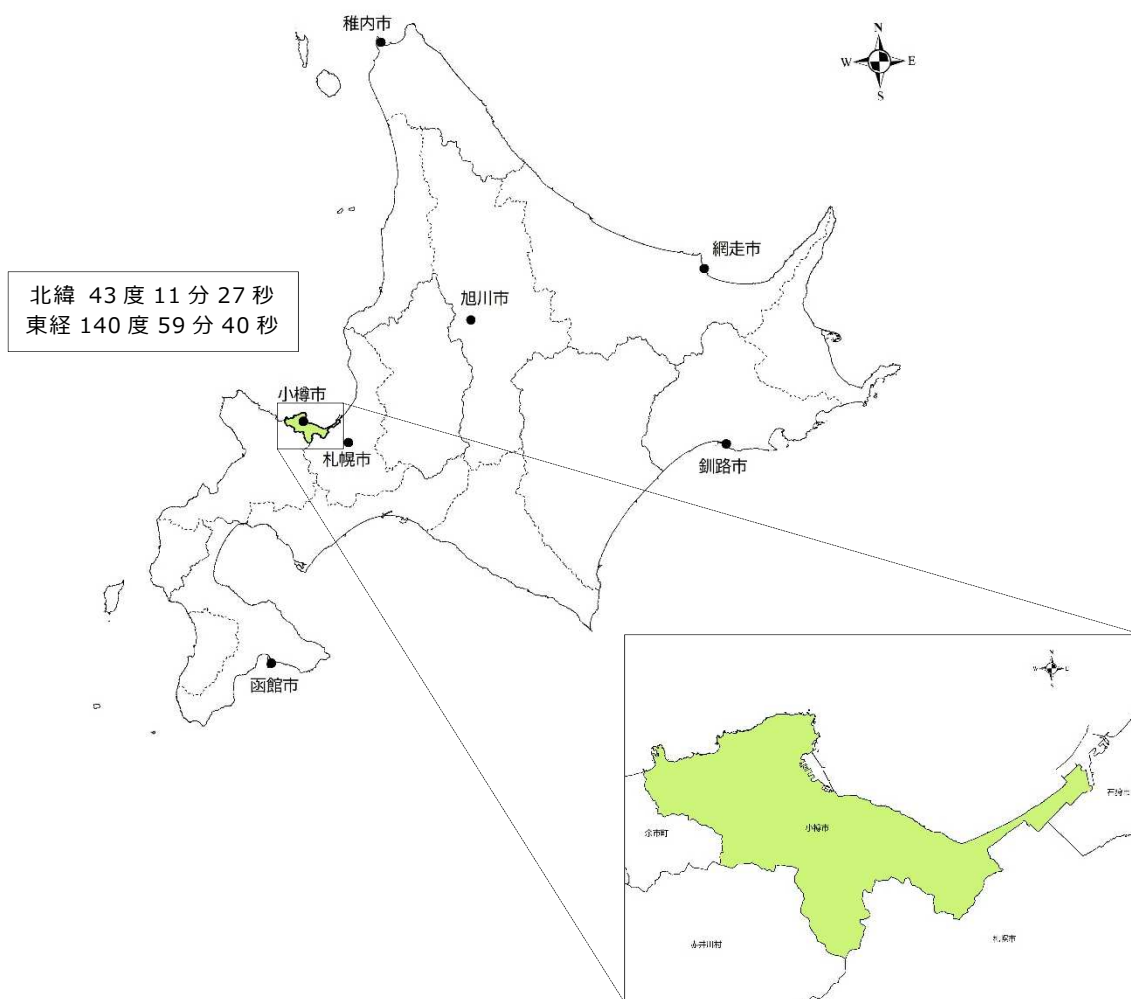
2 小樽市の概況

(1) 位置・地勢

本市は北海道西部に位置し、道都札幌市から北西へ約 36km 離れ、日本海の石狩湾に広く面しています。地域区分では道央地方、行政区分では後志総合振興局に属します。西は余市町、南は赤井川村、南東は札幌市、東は石狩市に隣接しています。行政区域は、東西に約 36km、南北に約 20km と横長に広がり、沿岸には天然の良港を有し、総面積は 243.83 ㎢ で、北海道自治体の中では 179 自治体中 120 番目の広さです。

市内は山地や丘陵地が大半を占め、海岸線に挟まれた平坦地に街や農地が形成され、坂の多い街として広く知られています。市域の最高標高は朝里岳の 1280.8m であり、概ね 500～700m の低山地（於古発山 708m、丸山 629.2m、毛無山 548.2m、天狗山 532.5m、石倉山 500.8m など）が連なっています。

また、小樽市は眺望に恵まれた景勝地が数多く点在し、特に変化に富んだ美しい海岸線と山々に囲まれた風光明媚な観光都市として国内外に知られた魅力ある街です。



（２）沿革

小樽という地名は、アイヌ語でオタ・オル・ナイ（砂浜の中の川）と呼ばれたことに由来します。江戸時代初期に松前藩の知行所となり、鯿漁や鮭漁を営む人々により集落が形成され、元治 2（1865）年に「小樽内場所が村並になった」時を開基としました。明治に入ると、北海道には開拓使が置かれ、「蝦夷」を改め「北海道」と称し、「オタルナイ」を「小樽」と改めました。その後、小樽は石炭の積み出しや内陸部への物資供給をする「北海道の玄関口」として港が整備され、明治 13（1880）年には手宮（小樽）－札幌間に北海道初の鉄道が開通するなど、商工業、金融、海陸輸送などの分野で北海道の流通経済に大きく貢献しました。明治 32（1899）年に小樽港は外国貿易港に指定され、樺太やロシア、欧米との取引により商圈を拡大し、小樽は商工業都市として発展を遂げました。

大正 11（1922）年に市制が施行され、その後、昭和 15（1940）年に高島町と朝里村、昭和 33（1958）年に塩谷村を合併し、現在の市域となりました。昭和初期までは、銀行や商社などの相次ぐ進出で市内中心部は「色内銀行街」と呼ばれるほどの活況を呈し、北日本随一の金融都市として栄えましたが、戦後は鯿漁の不漁や樺太における商圈喪失、石炭需要の減少、道内他都市の港湾施設整備などの国内外の諸情勢の変化によって、小樽市経済も大きな転換期を迎えることになりました。

昭和 40 年代に入ると高度経済成長を背景に、長距離フェリーの就航、高速道路の開通、中央ふ頭の完成、駅前再開発などの事業が進められ、都市機能の近代化が図られました。市街地開発が進む中、昭和 40 年代後半から、既にその使命を終えた運河の埋立てをめぐる大きな論争が巻き起こり、昭和 61（1986）年に運河は一部埋立てによって道路と散策路が整備され現在の姿に生まれ変わりましたが、これを機に歴史的建造物やまちなみの景観を守る取組が広がり、市民と行政が協働でまちづくりを進めていくきっかけともなりました。

近年では、運河周辺の歴史的資源とともに、築港地区のウォーターフロントなど、地域の特色を生かしたまちづくりを推進し、北海道を代表する港湾都市、観光都市としての歩みを続けています。



色内大通（大正 11（1922）年）総合博物館提供



現都通り（昭和 30 年代）総合博物館提供



現在の築港地区

(3) 気象

本市は日本海に面していることから、内陸に比べ寒暖の差が小さい海洋性気候地域に属しています。北海道の中でも比較的温暖で四季の移り変わりがはっきりしており、年平均気温は平年値で 8.8℃、日最高気温の平年値は 8 月に最も高く 25.6℃、日最低気温の平年値は 1 月に最も低く -5.8℃です。

年間降水量は平年値で 1,281.6 mm、月平均では 11 月が最も多く 152.4 mm で、100mm を超える月は 8 月から 2 月まで夏から冬にかけて多いです。

日照時間は 1,586.2 時間/年で、4 月から 9 月にかけて 150 時間/月を超え、特に 5 月が多くなり、一方、最も少ない月は 12 月の 59.3 時間/月です。

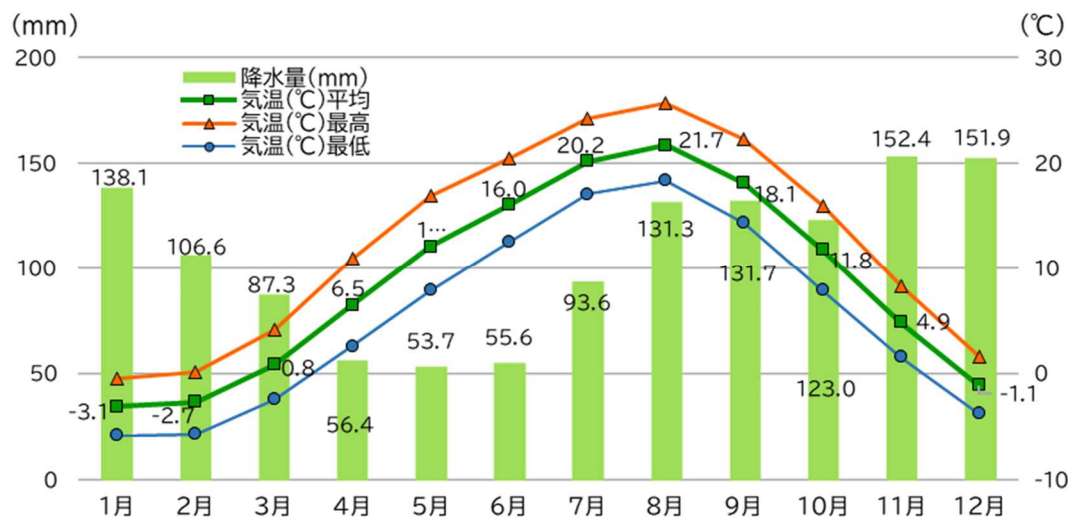
降雪は概ね 10 月から 4 月にあり、12 月から 2 月にかけての平均降雪量は 100 cm を超えます。冬季は北西の季節風の影響で平均気温は氷点下になり、降雪期間は 5 か月以上に及びます。

■ 気象データ

平均気温 平年値	8.8℃	日照時間 平年値	1,586.2 時間/年
最高気温 (R3.7.28)	36.2℃	平均風速 平年値	2.7m/s
最低気温 (S29.1.24)	-18.0℃	最多風向 平年値	西南西
年降水量 平年値	1,281.6mm	年降雪量 平年値	515cm

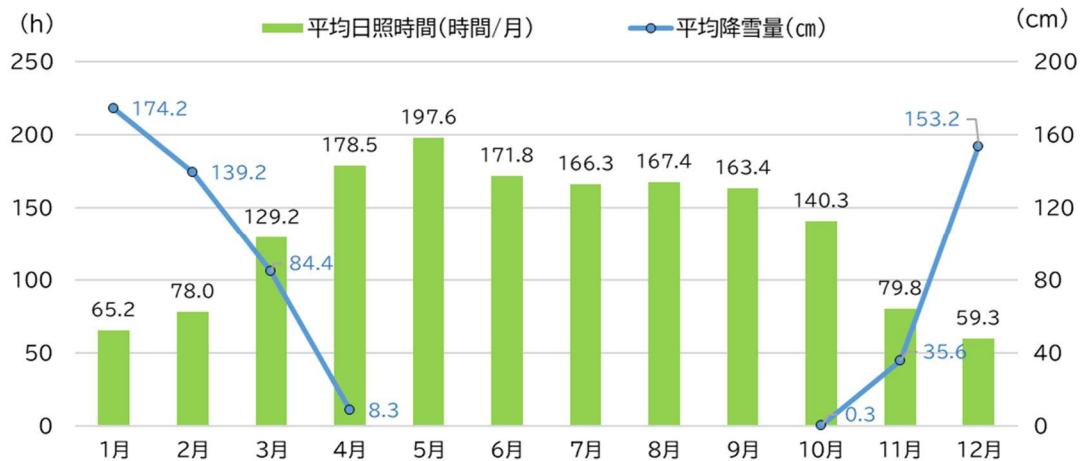
出典：気象庁「過去の気象データ」(平成 5～令和 4 (1993～2022) 年の平均データ)

■ アメダス小樽観測所における平均気温及び平均降水量の月別推移



出典：気象庁「過去の気象データ」(平成 5～令和 4 (1993～2022) 年の平均データ)

■アメダス小樽観測所における平均日照時間及び平均降雪量の月別推移



出典：気象庁「過去の気象データ」(平成5～令和4(1993～2022)年の平均データ)

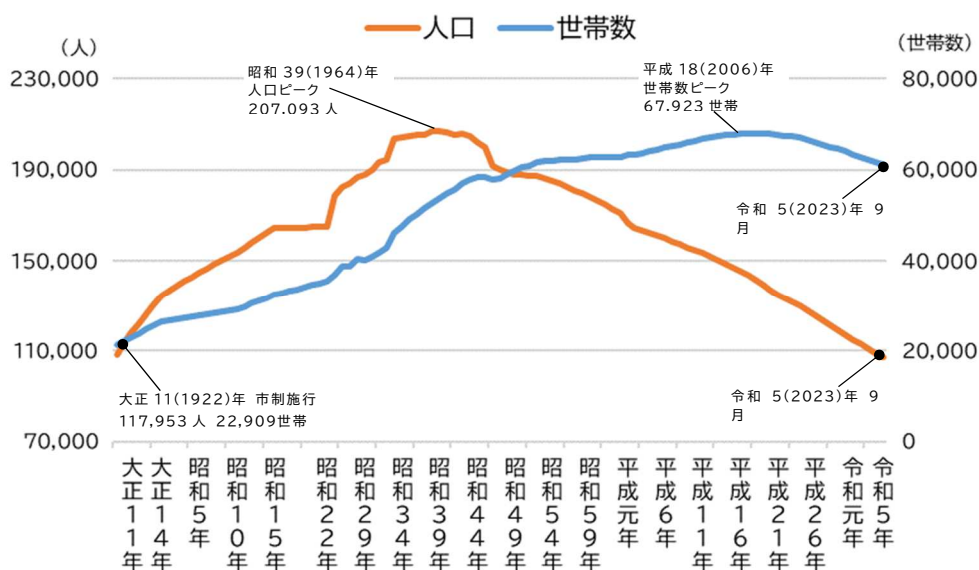
(4) 人口・世帯

① 人口と世帯数

小樽市の人口は、大正11(1922)年の市制施行当時には11万人を超え、その後も増加の一途をたどってきましたが、昭和39(1964)年の207,093人(9月末住民登録人口)をピークに減少傾向へと転じ、令和5(2023)年では107,054人(9月末住民基本台帳人口)となっています。

世帯数は、核家族化や単身世帯の増加など家族構成の変化を反映し、人口が減少に転じた以降も増加を続けてきましたが、ここ5年間は緩やかな減少傾向で推移しています。

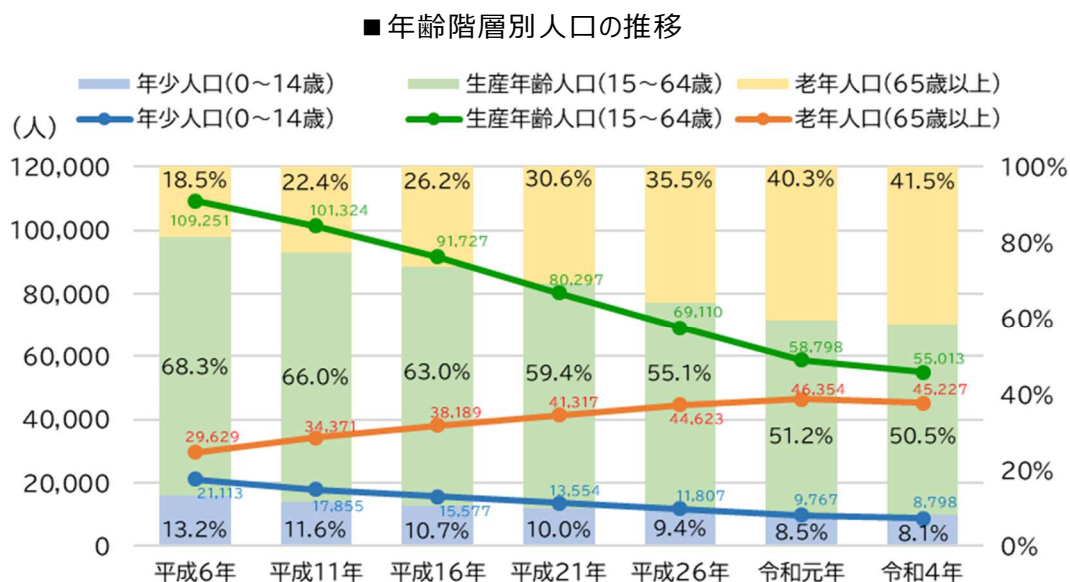
■人口・世帯数の推移(各年9月末現在)



出典：令和4年小樽市統計書、小樽市住民基本台帳

② 年齢階層別人口構成

人口全体に占める老年人口（65 歳以上）の割合は増加傾向にあるのに対して、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）の割合は減少傾向にあります。令和 4（2022）年では老年人口 41.5%、年少人口 8.1%となり、より少子高齢化が進んでいます。

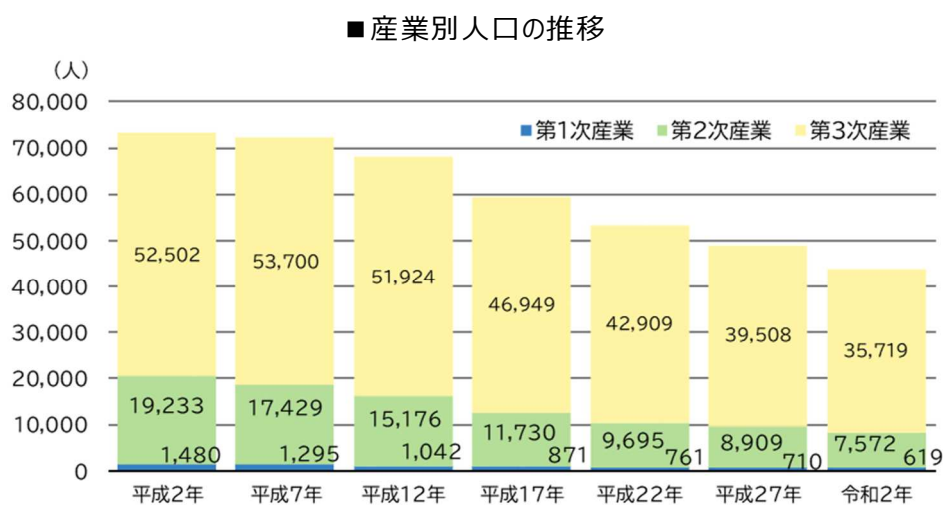


出典：小樽市住民基本台帳

(5) 産業

① 産業別人口構成

本市の産業別人口割合は、令和 2（2020）年の統計では、第 3 次産業が 35,719 人（81.4%）、次いで第 2 次産業が 7,572 人（17.2%）、第 1 次産業が 619 人（1.4%）です。全体の就業人口は年々減少しています。



資料：小樽市統計書(国勢調査)

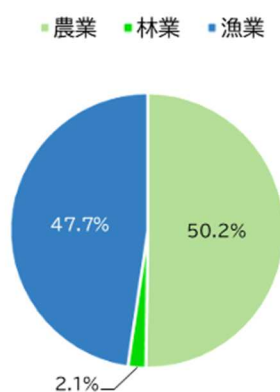
② 農林漁業

令和 2（2020）年の第 1 次産業の就業人口割合は、農業が 50.2%で、漁業が 47.7%、林業が 2.1%となっています。

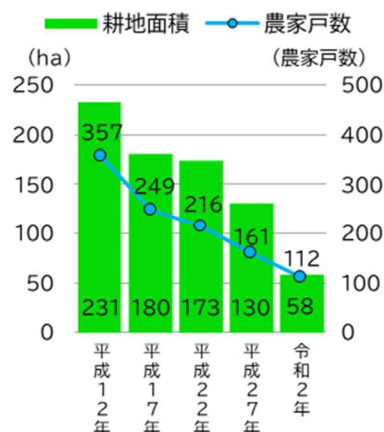
農業は、傾斜地が多く耕地に限られることなどから、一戸当たりの耕地面積が少ない小規模営農となっており、近年は耕地面積、農家戸数ともに減少しています。令和 2（2020）年の耕地面積(58ha)は、平成 22（2010）年（173ha）比の 3 割程度となりました。農業形態は、小規模な都市近郊型農業となっており、野菜を中心にいも類、果実などが生産されています。

漁業は、刺し網・定置網による沿岸漁業が主で、魚種が豊富な漁場からは、ほっけやたら、かれいなどを中心とした多様な魚介類が水揚げされています。また、近海ではほたての養殖事業にも取り組んでいます。

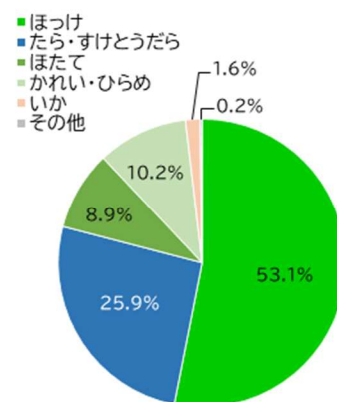
■ 第 1 次産業の就業人口
（令和 2（2020）年）



■ 耕地面積・農家戸数の推移



■ 魚種別漁獲量
（令和 4（2022）年）

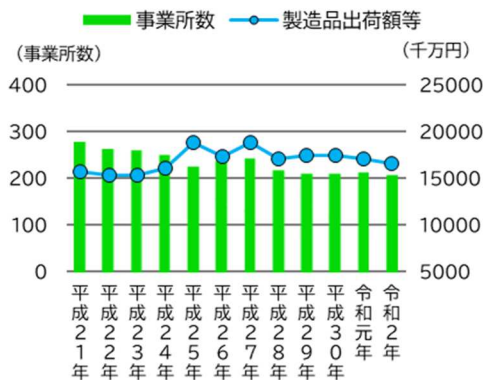


出典：小樽市統計書(国勢調査)

③ 工業・商業

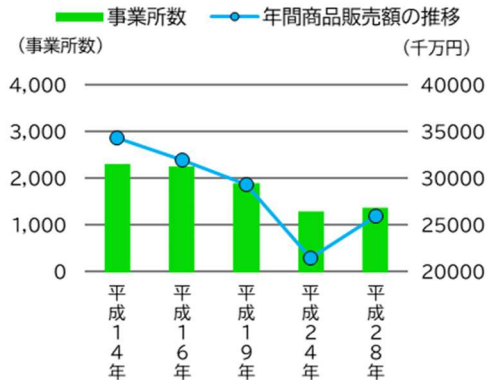
製造業では、機械・金属やガラス、水産加工関連などの分野が有名で、地場製品の「小樽ブランド化」にも取り組んでいます。製造品出荷額などは横ばい傾向ですが、事業所数は、ここ数年微減で推移しています。商業は、中心市街地から郊外への大型店舗への集積が見られ、卸売業・小売業では事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向にありましたが、平成 24（2012）年以降は転じて増加しました。

■ 製造業の事業所数・
製造品出荷額などの推移



出典：経済産業省 工業統計調査、経済センサス-活動調査、小樽市統計書

■ 卸売業・小売業の事業所数・
年間商品販売額の推移



出典：経済産業省 平成26年商業統計調査、経済センサス-活動調査、小樽市統計書

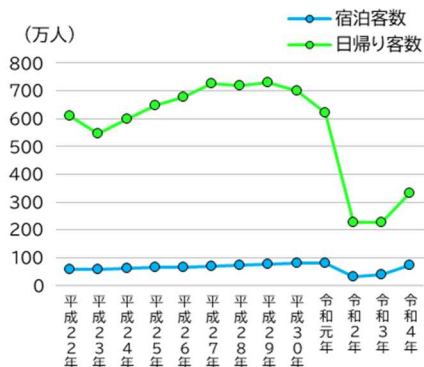
④ 観光

本市は、「運河とガラスのまち」として広く知られ、近年の観光入込客数は700万人を超えていました。レトロな雰囲気が漂う運河と周辺の石造倉庫群、色彩豊かなガラス工芸品をはじめ、新鮮な海産物や変化に富んだ自然景観、海・山のレジャースポット、映画やドラマの舞台に取り上げられるなど、豊富な観光資源がまちの魅力を生み出しています。これらを生かした観光産業は、集客による経済効果が大きく、本市にとって欠かすことのできない重要な基幹産業の一つとなっています。

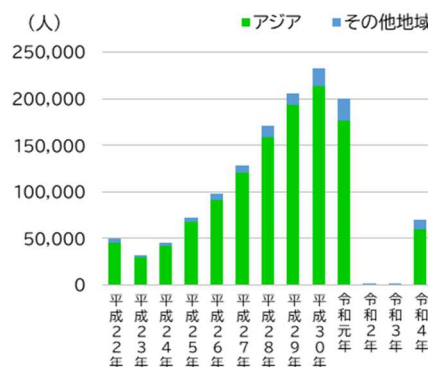
平成25(2013)年の外国人観光客は5万人を超えた程度でしたが、平成29(2017)年には20万人を超え、アジア圏以外の来訪者も増え始めていました。

しかし、令和2(2020)年以降は世界的な感染症拡大に伴う渡航の禁止、国内においても行動制限があり、観光客が激減するという特異的な傾向が現われました。令和5(2023)年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行したことに伴い、令和5(2023)年度以降は観光客の回復が期待されるところです。

■ 観光入込客数の推移



■ 外国人観光客宿泊数（地域別）



出典：小樽市ホームページ「小樽市観光入込客数」

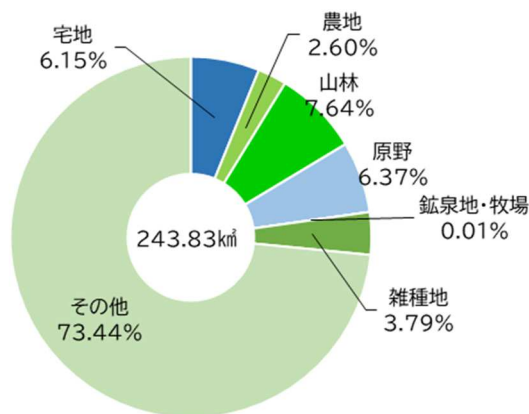
(6) 土地利用

① 地目別土地利用

本市の地目別総面積 243.83 ㎢のうち、住宅地や商工業地などの宅地が 14.99 ㎢ (6.15%)、田・畑による農地が 6.34 ㎢ (2.60%)、雑種地が 9.25 ㎢ (3.79%) となっています。残りの 213.26 ㎢ (87.46%) は国有林、山林、原野などが占めています。

■ 地目別面積 (令和 4 (2022) 年度)

	地目												総数
	宅地				農地		山林	池沼	原野	鉱泉地 牧場	雑種地	その他 (国有林など)	
	商業地	工業地	住宅地	他宅地	田	畑							
面積(k㎡)	1.34	3.47	9.79	0.39	0.39	5.95	18.62	0	15.54	0.02	9.25	179.08	243.83
割合	0.55%	1.42%	4.02%	0.16%	0.16%	2.44%	7.64%	0.00%	6.37%	0.01%	3.79%	73.44%	100%



出典：小樽市統計書

(7) 交通

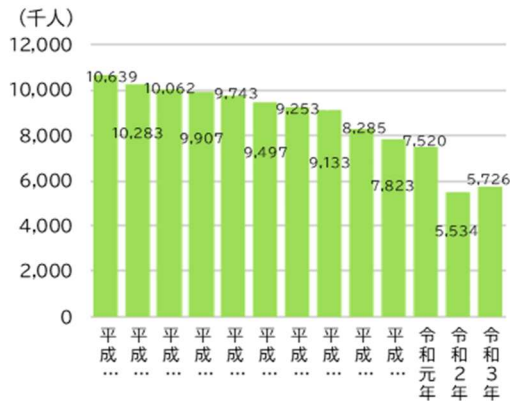
① 道路

本市の主要な幹線道路網は、一般自動車道として、東西方向の国道 5 号と国道 337 号、南北方向の国道 393 号を基軸に道道、市道が相互に連絡する体系となっています。高速自動車道は、北海道横断自動車道として札幌自動車道が札幌方面とつながり、小樽 JCT から余市方面への後志自動車道は、平成 30 年 (2018 年) に開通しました。

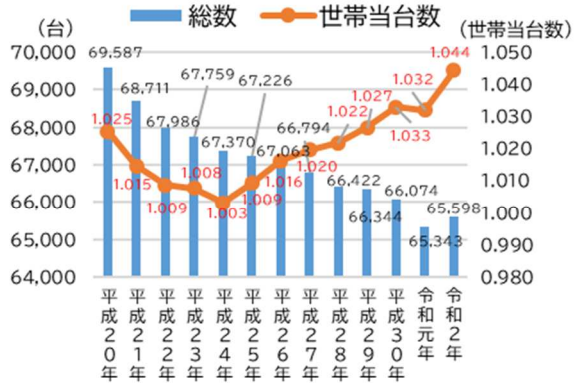
公共交通機関としては、民営バス会社により市街地や近郊を循環する路線バスと札幌や岩内などを結ぶ都市間高速バスが運行されています。しかし、近年、人口減少などにより、特に市内の路線バスの乗車人員数は減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年と令和 3 (2021) 年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の影響により大きく落ち込んだものと考えられます。

市内の自動車保有状況は、令和 2 (2020) 年度で 1 世帯当たり約 1.044 台 (65,598 台/62,807 世帯) となっており、総数は減少傾向にあるが、1 世帯当たりの保有台数は増加傾向にあります。

■ 市内バスの年間乗車人数の推移

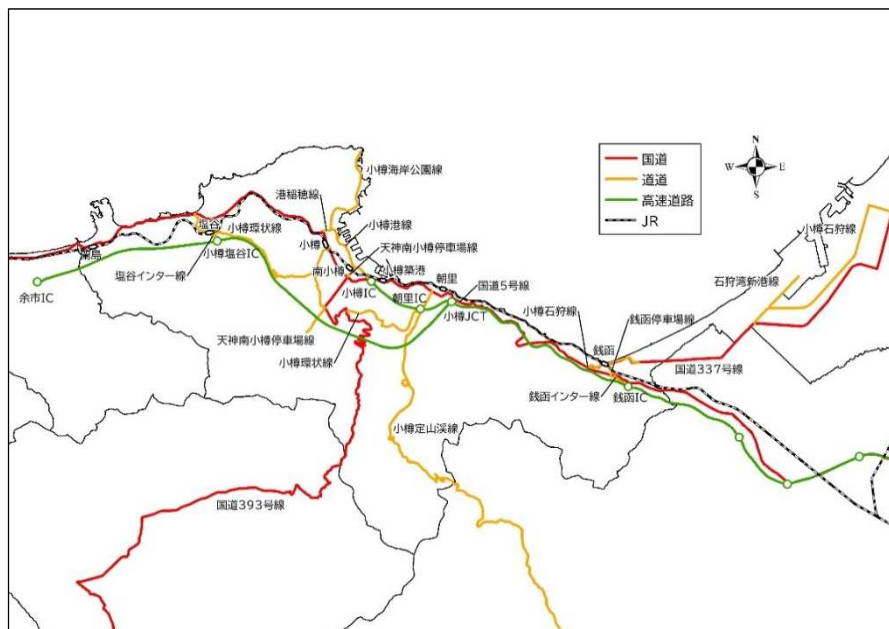


■ 自動車保有台数の推移



出典：令和4（2022）年度小樽市統計書、北海道中央バス㈱、北海道運輸局札幌運輸支局
令和3（2021）年度市税概要

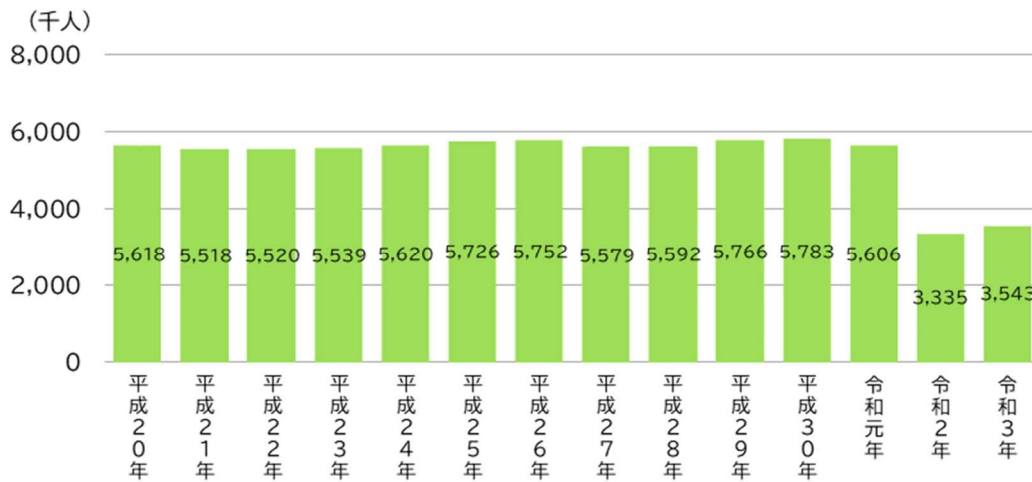
※ 軽自動車台数分は令和元（2019）年度から軽自動車税課税台数（現年課税分）を合算した



② 鉄道

鉄道は、札幌・函館間を結ぶ JR 函館本線が通っており、主要な公共交通機関として利用されています。市内には、七つの停車駅があります。主要4駅（小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅、銭函駅）での年間乗車人員は、560～570 万人程度で推移していましたが、令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の影響による観光業の停滞により、330 万人程度にまで落ち込んだものと考えられます。なお、令和5（2023）年度以降は、国内における行動制限解除と海外からの入込みも期待されることから、回復基調が想定されます。また、北海道新幹線の新函館北斗・札幌間が令和12（2030）年度末に開業予定であり、天神地区に新小樽（仮称）駅が設置されます。

■ J Rの年間乗車人員(主要4 駅合計)の推移



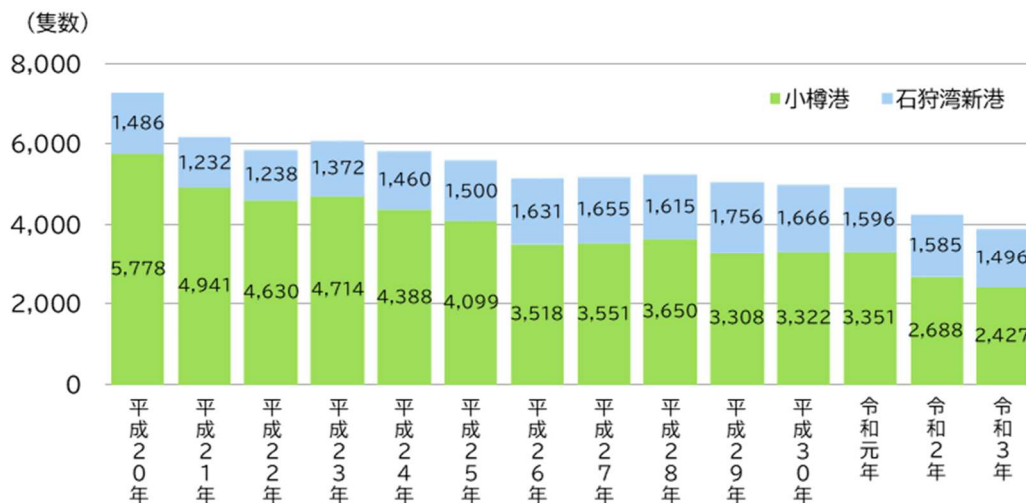
出典：北海道旅客鉄道(株)経営企画部

③ 港湾

本市には、小樽港と石狩湾新港の二つの重要港湾があり、両港とも日本海側拠点港に選定されています。小樽港は市の中央に位置し、北海道開拓期以来、本州や海外を結ぶ海上交通の要衝としての役割を担っています。定期航路では、新潟、舞鶴へのフェリー航路をはじめ、中国港湾都市へのコンテナ航路などが就航しているほか、クルーズ船も寄港するなど、多くの機能を備えた北海道の海の玄関口として、本市の産業・経済を支えています。

石狩湾新港は市東部に隣接する石狩市との境界に位置し、定期航路では、世界有数のコンテナ中継基地である韓国の釜山港と結ばれており、札幌圏の物流拠点となっているほか、LNGをはじめとする道央圏のエネルギー供給拠点となっています。

■ 入港船舶数の推移（各年中）



出典：小樽市産業港湾部港湾室資料

第3章

環境の現状と課題

1 地球環境

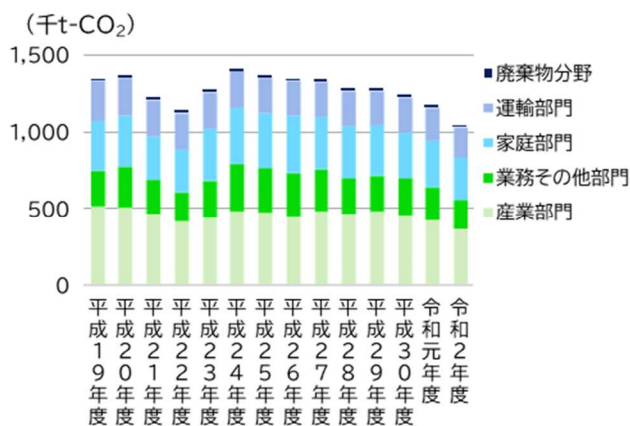
(1) 地球温暖化

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加により、熱が大気中にこもり気温が上昇する現象のことで、海面水位の上昇や異常気象の増加を招き、人の健康や自然、産業など、広範な分野への影響が懸念されることから、私たちにとっては最も深刻な環境問題となっています。現状の政策だけでは温暖化は更に進み、平成 27（2015）年の「パリ協定」において掲げられた「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求する（1.5℃努力目標）こと」という目標を超えて、温暖化が進んでしまう可能性が高いと考えられています。「1.5℃努力目標」の達成に向けて、その経過点である令和 12（2030）年までの行動を加速化させる必要があります。

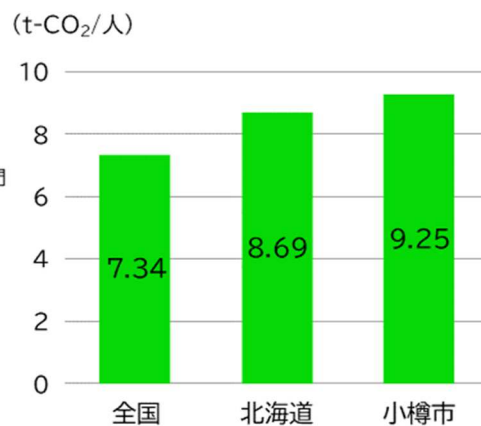
本市域での温室効果ガス総排出量は減少傾向にあり、令和 2（2020）年度で 1,045 千 t-CO₂ となっており、近年では最も低くなりました。部門別の経年変化でも、全ての部門で徐々に減少していますが、一人当たりで換算すると、全道の 8.69t-CO₂、全国の 7.34t-CO₂ に比べ、本市は 9.25t-CO₂ と、1 割ほど多い排出量となっています。

本市では令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、令和 3（2021）年 5 月に「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、更なる取組を推進しています。

■市全域温室効果ガス排出量の推移



■人口一人当たりの温室効果ガス排出量（令和 2（2020）年度）



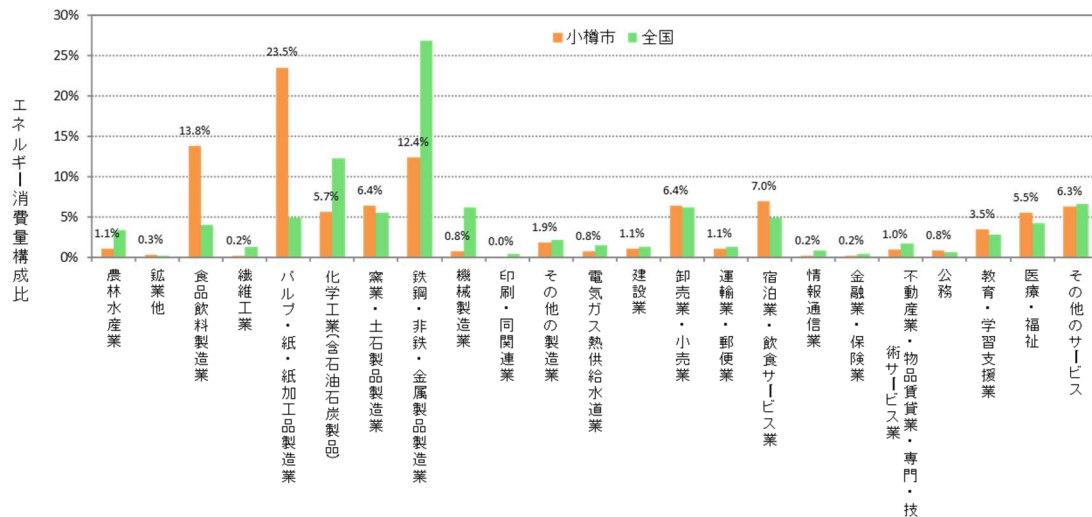
出典：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ

(2) エネルギー

① エネルギー消費量

本市の産業別エネルギー消費量は 6,248TJ/年であり、その構成比はパルプ・紙・紙加工品製造業が最も多く、本市全体のエネルギー消費量の 23.5%(1,471TJ/年)を占めています。これに次いで食品飲料製造業が 13.8%(865TJ/年)、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業が 12.4%(774TJ/年)の順となっています。

■小樽市の産業別エネルギー消費量構成比



出典：地域経済循環分析（2018年版）_小樽市（環境省）

② 省エネルギー

車や電化製品などを使う私たちの暮らしは、それらを動かすエネルギーによって支えられています。このエネルギーの大半を生み出しているのが、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料です。これらの天然資源は無尽蔵に存在するものではなく、採掘可能な年数は石油や天然ガスで半世紀を超える程度と言われています。

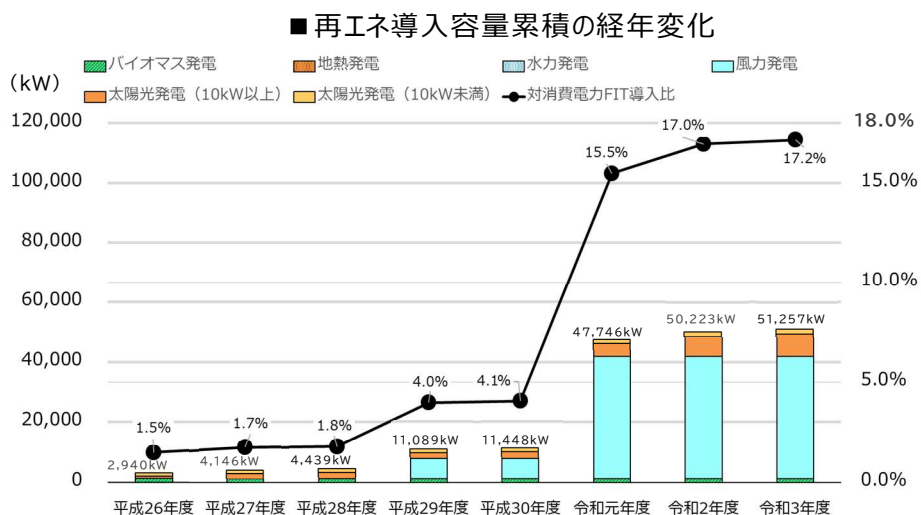
日本は化石燃料の大部分を海外からの輸入に依存していることから、エネルギー対策は国の重要な課題となっています。近年は、東日本大震災を契機に、災害時の電力需給にも対応できる安定的なエネルギー確保に向けた施策や取組が広域的に進められています。

エネルギーの消費が増えると、二酸化炭素の排出量が多くなるため、地球温暖化への影響も懸念されています。石油の代替エネルギーとしては、二酸化炭素の排出量が少ない天然ガスが主に利用されており、本市の石狩湾新港地域（西地区）では令和元（2019）年から、北海道で初めて液化天然ガス（LNG）を燃料とする石狩湾新港発電所 1 号機が営業運転を開始しました。

③ 再生可能エネルギー

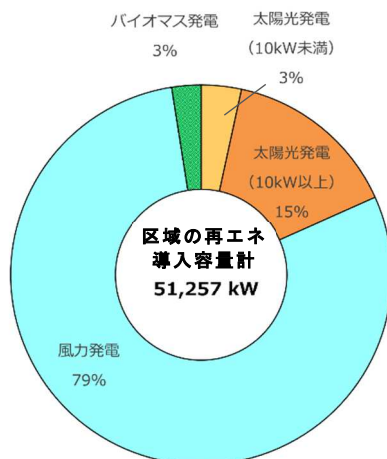
本市域における再生可能エネルギー(以降、再エネ)の導入容量は、平成 28(2016)年度まではバイオマス発電と複数の太陽光発電で約 4,000kW でしたが、平成 29(2017)年度に石狩湾新港風力発電(6,600kW)、令和元(2019)年にリエネ銭函風力発電所(34,000kW)が稼働するなど、令和 3(2021)年度の導入容量は 51,257kW となっています。これらのほか、石狩湾新港港湾区域内において、令和 6(2024)年 1 月から石狩湾新港洋上風力発電所(99,990kW)が稼働しています。

現在の主たるエネルギーは、限りのある化石燃料に依存しているため、今後、太陽光や風力、水力、地熱などを利用した再エネ活用促進が地球環境問題の観点からも重要となっています。風力発電については、風況に恵まれた石狩湾海域で、民間事業者による洋上風力発電所の建設が計画されています。将来にわたるエネルギー供給の安定化を図るためには、地域特性を生かした再エネ普及促進の取組を官民が協働で行っていくことが大切です。



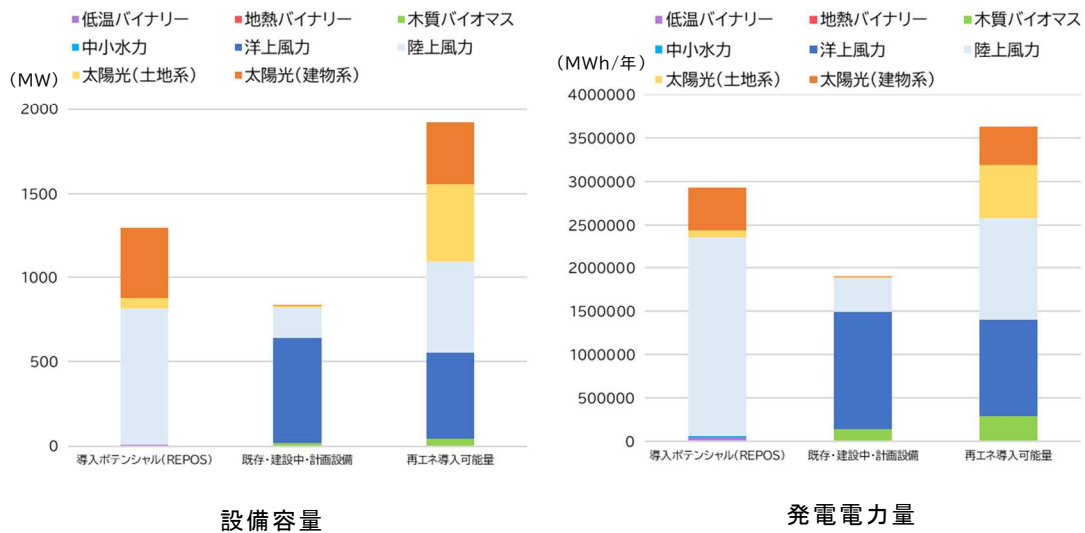
出典：自治体排出量カルテ（令和 3（2021）年）小樽市分

■ 小樽市の再エネ導入容量



出典：自治体排出量カルテ（令和 3（2021）年）小樽市分

■ 再エネ導入ポテンシャル、既存設備・計画設備、再エネ導入可能量

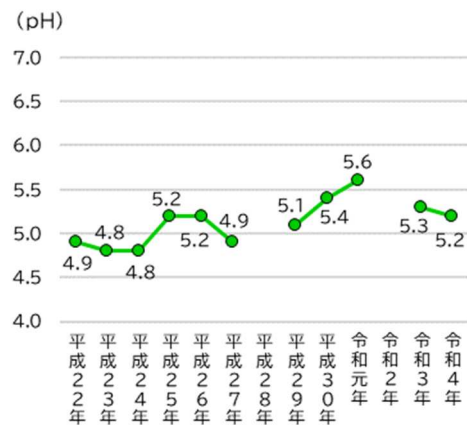


出典：小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】

(3) 酸性雨

酸性雨は、一般的に pH5.6 以下の酸性を示す雨のことを言います。主に化石燃料の燃焼に伴って排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中の水蒸気と混じり合い、化学反応により酸性雨となりますが、気象条件によっては霧や雪の状態では地表に降下してきます。酸性の強い雨が降ることにより、森林や農産物、建物などの腐食、人体への影響などが懸念されます。酸性雨の問題は、原因物質が気流に乗り、国境を越えて運ばれてくることから、国際的な連携を図り対策を講じていくことが重要となっています。

■ 酸性雨 (pH) の経年変化



出典：小樽市の環境

東アジア地域では、平成13(2001)年に日本を含む13か国によって「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」が構築され、各国協力のもとで観測や調査研究などの広域的な取組が進められています。

本市では、毎年酸性雨の調査を実施していますが、近年のpH測定値はほぼ横ばいで推移しています。全国平均pH5.07(令和3(2021)年度)と比較すると、小樽市はpH5.3(令和3(2021)年度)と、酸性度が弱くなっています。

国内では、今のところ湖沼や森林などの自然生態系に対する明らかな酸性雨の影響は知られていませんが、今後も継続的な観測とともに、工場のばい煙や自動車排出ガスなどの発生源対策の推進に取り組んでいく必要があります。

(4) オゾン層の破壊

大気中のオゾンは成層圏（約 10～50 km 上空）に約 90% 存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層と呼びます。オゾン層は太陽の有害な紫外線を吸収し、人類をはじめとする地上の生態系を保護していますが、空調機器や冷蔵庫などの冷媒として使用されるフロン類の大気中への放出によってオゾン層の破壊が進行し、人の健康や自然生態系などへの影響が懸念されていました。

世界のオゾン全量は 1980 年代を中心に減少したため、オゾン層保護に向けた国際的な対策として、昭和 60（1985）年に採択された「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、フロンなどのオゾン層破壊物質削減の取組が世界的な枠組みの中で進められてきました。また、国内では、昭和 63（1988）年「オゾン層保護法」の制定により特定フロンの生産規制が実施され、個別対策としては、「家電リサイクル法」（平成 10（1998）年）、「フロン回収・破壊法」（平成 13（2001）年）、「自動車リサイクル法」（平成 14（2002）年）により、冷凍空調機器、カーエアコンなどに入っているフロン類の回収促進が図られてきました。

本市においては、使用済自動車のカーエアコンからフロン類回収業を行う場合には「自動車リサイクル法」に基づき、あらかじめ本市にその登録をすることになっています。フロンや代替フロンは強力な温室効果ガスでもあることから、地球温暖化防止を図るためにも、法令に基づいたフロン類の適正な回収・処理とともに、ノンフロン製品などの普及促進を図っています。

現在、大気中のオゾン層破壊物質の濃度は、国際的な生産や消費の規制の効果により緩やかに減少しており、オゾン全量は、南極や北極などの高緯度を除く地球の平均では、2040 年ごろに 1980 年の値に回復するとの予想が、令和 5（2023）年 1 月に国連環境計画（UNEP）から発表されました。ただし、これは国際協調による対策を続けることが前提となっていることから、引き続きフロン類の適正処理とノンフロン製品の普及促進が必要です。

(5) 市民意識

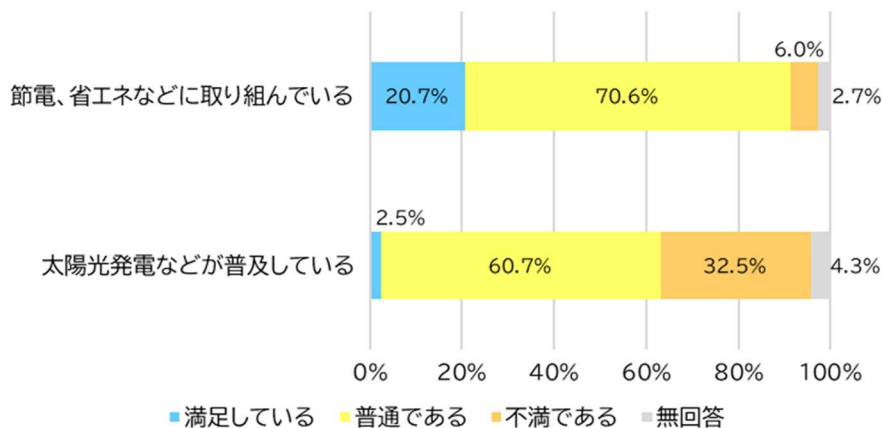
【地球環境に対する満足度】

「満足している」割合は、「節電、省エネなどに取り組んでいる」が 20.7%、「太陽光発電などが普及している」が 2.5%でした。

前計画<資料編 P103-122>に掲載されている「環境に関するアンケート調査」の結果と比較すると、市民の地球環境に対する「満足度」は、わずかに高くなったことが示されました。

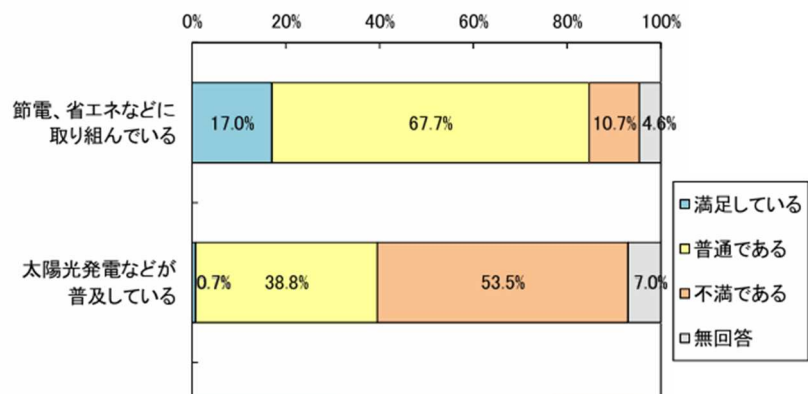
以前に比べ、省エネなどの取組が市民に浸透しつつあることに加え、再エネ推進や SDGs といった環境に対する新たな取組が市民意識に変化を起こしていると考えられます。地域特性を考慮し、省エネ・再エネの取組を推進していくことが重要です。

■ 地球環境に対する満足度（令和 5（2023）年調査）



■ 地球環境に対する満足度

（小樽市環境基本計画[平成 27（2015）年]から抜粋）



2 自然環境

(1) 森林

本市の森林面積は約 160.66 km²で、市域総面積の約 66%を占めています。森林は、環境の保全や災害防止などの公益的機能に加え、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止など、様々な役割を担っています。特に重要な機能を持つ森林は、「森林法」によって保安林として指定されています。

市民生活に関わる森林の多面的機能を確保し、かけがえのない資源として守り育てていくためには、適切な整備と維持管理が重要となっています。

■令和3（2021）年度 所有者形態別森林面積

所有区分		面積(km ²)					蓄積(千 m ³)		
		計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
国有林	森林管理局所管国有林	66.02	45.58	16.63	－	3.82	896	271	625
	その他国有林	0.32	0.32	－	－	－	8	－	8
道有林		－	－	－	－	－	－	－	－
市町村有林		6.06	1.39	4.36	0.32	－	132	120	12
私有林など		88.26	63.61	22.91	1.73	－	1,164	557	606
計		160.66	110.9	43.9	2.05	3.82	2,200	949	1,251

出典：令和3（2021）年度 北海道林業統計

(2) 河川

市域には 104 の河川があり、二級河川が 8 河川、準用河川が 4 河川、普通河川が 92 河川となっています。

本市の河川は、急勾配で平地が少ない地形的な特性から河川敷が少なく、幅が狭いのが特徴です。河川上流部は、恵まれた自然環境が残され、汚染源もないことから上水道の良質な水源となっています。下流域は市街地内に入るため、暗渠や三面張河川に改修されたものが多くなっています。

河川は生物の大切な生息・生育場所にもなっているため、環境に配慮し、護岸整備や浚渫などの維持管理を進めていく必要があります。

■小樽市の主要河川

区分	名称
二級河川	蘭島川、餅屋沢川、塩谷川、勝納川、朝里川、星置川、キライチ川、新川
準用河川	於古発川、真栄川、熊碓川、毛無沢川
普通河川	桃内川、浜中川、祝津川、牛川、手宮川、手宮仲川、色内川、入船川、枉里川、張碓川、礼文塚川、銭函川など

出典：小樽市 HP

(3) 海岸

本市の海岸線は石狩湾に面し複雑で長く、総延長は 68.62km にも及びます。海岸の形状は、砂浜海岸をはじめ、礫浜海岸、岩石海岸と変化に富んでいます。

北西部は、断崖や奇岩が連なり、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されています。また、園内には探勝路が整備され、自然とふれあえる散策コースとして利用されています。

西端から中心部にかけては、岬や入江が多く、天然の地形を利用して、漁港や重要港湾である小樽港が整備されています。

銭函、蘭島地域の砂浜海岸は、海水浴場として利用されていますが、一部で海岸侵食が進み、北海道の事業として離岸堤や護岸の設置など侵食対策がとられています。また、海水浴場利用客によるごみの放置も多く、「北海道 SDGs 推進プラットフォーム」の取組の一つとして、市と市民が協働で海岸の清掃活動を行っています。

■主な海岸の種類

種類	概要	写真
砂浜海岸	海の波や流れで運ばれてきた土砂などの堆積物によってできた海岸で、粒の大きさ(粒径)が2mm以下の砂が半分以上を占める海岸のことをいいます。 ※ 写真は蘭島海岸	
礫浜海岸	土砂などの堆積物によってできた海岸で、粒の大きさ(粒径)が2mm以上の礫が半分以上を占める海岸のことをいいます。 ※ 写真は東小樽海岸	
岩石海岸	山地や丘陵が海に迫っている地形が多く、岩石が露出している海岸のことをいいます。 ※ 写真はオタモイ海岸	



(4) 保全地域など

① 自然公園

すぐれた自然の風景地で、その保護と利用の増進を図る必要がある地域は、「自然公園法」に基づき、国により自然公園に指定されています。

本市の祝津地域以西の海岸部は、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の一部として、積丹半島周辺とともに北海道唯一の海域公園地区に指定されています。

■市内の自然公園

地域区分		地域の概要	面積 (ha)
特別地域		公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて北海道知事が指定する地域	469
a	特別保護地区	特に景観の維持を図る必要のある地域として特別地域内に北海道知事が指定する地区	0
b	第1種特別地域	特別保護地区に準じる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	53
c	第2種特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	275
d	第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	141
普通地域		特別地域及び海域公園地区に含まれない地域	0
海域公園地区		海域の景観を維持するため、海域内に北海道知事が指定する地区	14.7

出典：小樽市 HP

② 環境緑地保護地区・自然景観保護地区

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある地域として、4か所の環境緑地保護地区と3か所の自然景観保護地区が指定されています。また、「北海道自然環境保全指針」により、市内の特徴的な海岸植生、天然林などが、すぐれた自然地域として位置付けられています。

■ 環境緑地保護地区及び自然景観保護地区

保護地区名	指定事由	面積 (ha)
住吉神社環境緑地保護地区	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護	3
小樽苗畑林環境緑地保護地区		20
赤岩山南環境緑地保護地区	市街地周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護	246
張碓環境緑地保護地区		11
王子小樽山林自然景観保護地区	春香山及びその周辺地の良好な自然景観地の保護	4,082
奥沢水源地自然景観保護地区	奥沢水源地及びその周辺地の良好な自然景観地の保護	439
小樽天狗山自然景観保護地区	天狗山及びその周辺地の良好な自然景観地の保護	222

出典：小樽市 HP

③ 記念保護樹木など

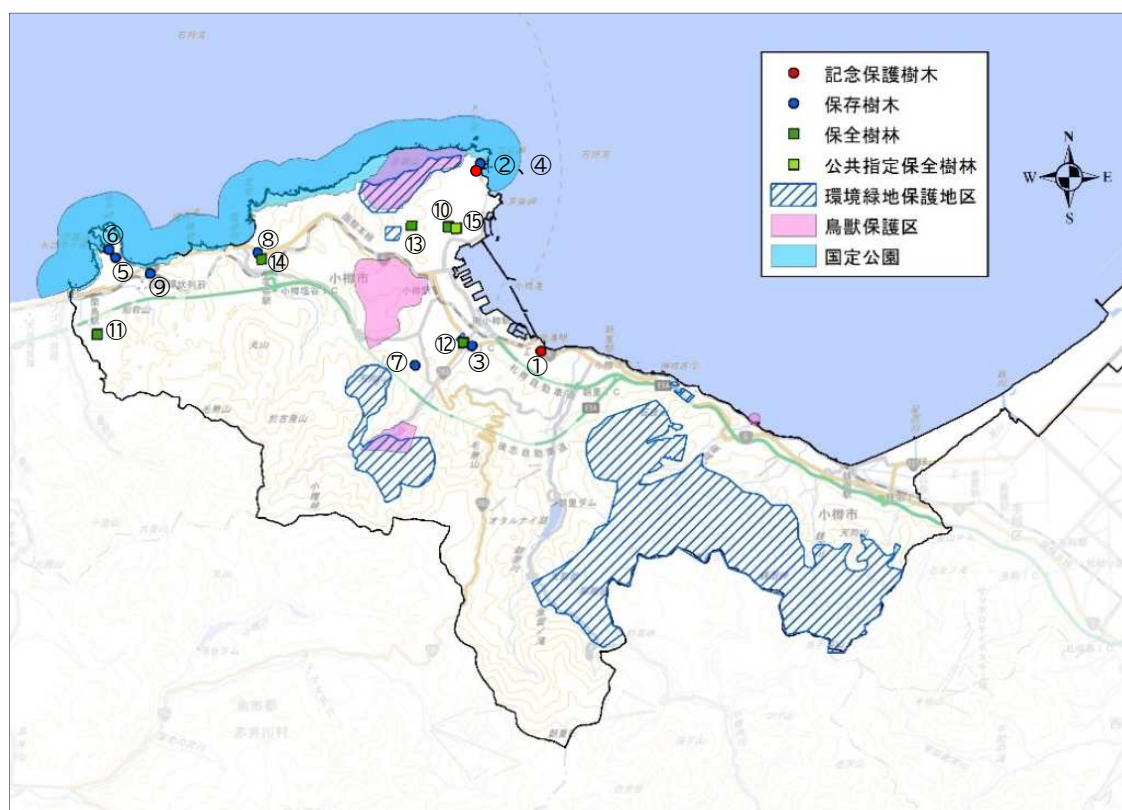
本市には、由緒、由来があり、住民に親しまれ保護が必要な樹木として、「北海道自然環境等保全条例」指定の記念保護樹木が2件、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」指定の保存樹木・保全樹林が13件あります。

■ 記念保護樹木など

名称	指定	所在地	種類	特徴など
① 夫婦銀杏 記念保護樹木	北海道	桜1丁目	イチョウ	雌雄一対で生育していたことから珍重されている。
② 恵美須神社の桑 記念保護樹木		祝津3丁目	ヤマグワ	神木として敬愛されている。
③	小樽市	真栄1-3-8 (龍徳寺)	イチョウ	銀杏の取れる夫婦イチョウとして親しまれている。
④		祝津3丁目 (恵美須神社)	クワ、イチイ	昔から市民に敬愛されている。北海道の名木に指定されている。
⑤		忍路1-281 (大忠寺)	アカマツ	赤松(女松)は黒松(男松)と共に日本の風景を代表する樹木である。
⑥		忍路1-412 (忍路神社)	イチョウ	推定樹齢100年以上とされる。
⑦		松ヶ枝2-8-1 (創価学会)	ハリギリ	幹の分かれ目にナナカマドが宿り木している珍しい状態を観察できる。
⑧		塩谷2-266 (徳源寺)	クロマツ、イチョウ	本堂が建築以前からあったものと思われる。黒松は、推定樹齢250年以上。イチョウは推定樹齢150年以上。
⑨		忍路1-31・40-2	クロマツ、アカマツ、ハルニレ	それぞれ、推定樹齢は250年以上とされる。

■ 記念保護樹林など

名称	指定	所在地	種類	特徴など
⑩	保全樹林	末広町 38-1 (小樽稲荷神社)	クリ、ミズナラなど	明治 43(1910)年の神社新築移転当時よりあり、貴重な自然林である。
⑪		蘭島 2-262-1	アカマツなど	周辺の農村風景と共に独特の雰囲気醸しだしている。
⑫		住ノ江 2-5-1 (住吉神社)	ハルニレなど	市民に住吉神社の森として親しまれている。
⑬		清水町 103-1・2・3、115-1、116-1・2	イチイ、ミズナラ、サクラ、カエデなど	春の花見、秋には紅葉で賑わい、市民に親しまれている。
⑭		塩谷 2- 159-1、2-159-2、2-175(塩谷神社)	ハルニレ、カエデなど	良好な自然林として貴重である。
⑮	公共指定保全樹林	手宮 2 丁目(手宮公園敷地内)	クリ	古木からの実生自然繁殖と考えられ貴重である。



(5) 植物

① 植生状況

本市の植生は大部分が森林であり、山域では、エゾイタヤ-シナノキ群落を中心にエゾマツ-トドマツ群落、エゾマツ-ダケカンバ群落、ササ自然草原、カラムツ・トドマツの人工林などが見られます。海岸にはハマナスやハマエンドウなどから成る海浜植生が広く分布し、石狩砂丘の一部である銭函地区の海岸には、国内有数規模である海浜草原とカシワ海岸林があります。祝津から忍路地区まで続く海食崖にはバシクルモンやエゾマンテマなどの岩上に生育する特徴的な植物が見られます。



銭函海岸



オタモイ海岸

② 貴重種

市内では 1,200 種以上の植物が確認されており、数多くの貴重種も知られています。環境省のレッドリストと北海道のレッドデータブックに掲載されている種はベニバナヤマシャクヤクやサルメンエビネなど 60 種以上にのぼります。これらの貴重種の中には、生育環境の悪化とともに過度な採取によって、減少している種が確認されています。

■本市に生育する主な貴重種（植物） 1/2

科名	種名	貴重性
ヒメシダ科	イワハリガネワラビ	北海道 RDB(希少種)
オンダ科	カラフトメンマ	北海道 RDB(希少種)
ヒノキ科	ハイネズ	北海道 RDB(希少種)
ウマノスズクサ科	オクエゾサイシン	北海道 RDB(希少種)
ヒルムシロ科	イトモ	環境省 RL(準絶滅危惧)
シュロソウ科	コジマエンレイソウ	環境省 RL(絶滅危惧 II 類) 北海道 RDB(希少種)
ユリ科	カタクリ	北海道 RDB(留意種)
ラン科	サルメンエビネ	環境省 RL(絶滅危惧 II 類) 北海道 RDB(絶滅危惧種)
ガマ科	タマミクリ	環境省 RL(準絶滅危惧) 北海道 RDB(希少種)
カヤツリグサ科	オタルスゲ	北海道 RDB(希少種)
イネ科	キタササガヤ	北海道 RDB(希少種)
キンボウゲ科	シラネアオイ	北海道 RDB(絶滅危急種)
ツゲ科	チョウセンヒメツゲ	環境省 RL(準絶滅危惧)

■本市に生育する主な貴重種（植物） 2/2

科名	種名	貴重性
ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク	環境省 RL(絶滅危惧 II 類) 北海道 RDB(絶滅危惧種)
アサ科	エゾエノキ	北海道 RDB(希少種)
バラ科	エゾシモツケ	環境省 RL(絶滅危惧 II 類)
オトギリソウ科	エゾオトギリ	環境省 RL(絶滅危惧 II 類)
アブラナ科	ワサビ	北海道 RDB(希少種)
タデ科	エゾノミズタデ	北海道 RDB(絶滅危急種)
ナデシコ科	エゾマンテマ	環境省 RL(絶滅危惧 II 類) 北海道 RDB(絶滅危急種)
サクラソウ科	ハイハマボッサ	環境省 RL(準絶滅危惧) 北海道 RDB(絶滅危急種)
キョウチクトウ科	バシクルモン	環境省 RL(絶滅危惧 II 類) 北海道 RDB(絶滅危急種)
シソ科	エゾニガクサ	環境省 RL(絶滅危惧 IB 類)
ハマウツボ科	キョスミウツボ	北海道 RDB(希少種)
タヌキモ科	イヌタヌキモ	環境省 RL(準絶滅危惧) 北海道 RDB(希少種)
キク科	ピレオギク	環境省 RL(絶滅危惧 II 類) 北海道 RDB(絶滅危急種)
スイカズラ科	エゾヒョウタンボク	環境省 RL(絶滅危惧 II 類)

出典：小樽市総合博物館、環境省レッドリスト 2020（環境省 RL）、北海道レッドデータブック（北海道 RDB）



オクエゾサイシン



カタクリ



サルメンエビネ



タマミクリ



ベニバナヤマシャクヤク



バシクルモン



エゾマンテマ



イヌタヌキモ



エゾヒョウタンボク

③ 外来種

外来種とは、国内外などから主に人の手によって本来生育しないはずの土地に持ち込まれ、定着した生物のことを言います。

市内で生育が確認されている外来植物は約 300 種です。このうち「外来生物法」で特定外来生物・要注意外来生物に指定されているものは 30 種に及びます。

外来種の分布域が拡大すると、在来種の繁殖が妨げられ、周囲の生態系バランスが崩れてしまい、地域の生物多様性が失われてしまう可能性があります。

本市は、港湾都市として国内外の流通拠点となっていることもあり、積み荷などと一緒に多くの外来植物が移入し定着しています。生物種保全の観点から必要な対策を推進していくことが重要となっています。

■本市に生育する主な外来種（植物）

科名	種名	原産地ほか
イネ科	カモガヤ	地中海～西アジア 生態系被害防止外来種
マメ科	ハリエンジュ(ニセアカシア)	北アメリカ 生態系被害防止外来種
ナデシコ科	ムシトリナデシコ	ヨーロッパ 生態系被害防止外来種
オオバコ科	ヘラオオバコ	ヨーロッパ 生態系被害防止外来種
キク科	アメリカオニアザミ	ヨーロッパ 生態系被害防止外来種
キク科	オオハンゴンソウ	北アメリカ 特定外来生物
キク科	オオアワダチソウ	北アメリカ 生態系被害防止外来種
キク科	ユウゼンギク	北アメリカ 生態系被害防止外来種

出典：小樽市総合博物館、国立環境研究所「侵入生物データベース」



ハリエンジュ（ニセアカシア）



ムシトリナデシコ



アメリカオニアザミ



オオハンゴンソウ



オオアワダチソウ



ユウゼンギク

(6) 動物

① 生息状況

豊かな森林と多様な海岸の自然に恵まれた本市には、北海道にすむ代表的な野生動物が生息します。ヒグマ、エゾリス、キタキツネなど 18 種の哺乳類、市の鳥アオバトをはじめとして、アカゲラ、ハシブトガラス、ツグミなど 247 種の鳥類、ニホンカナヘビ、ニホンマムシなど 7 種の爬虫類とエゾサンショウウオなど 3 種の両生類、海岸、河川、草原、森林など様々な環境に適応する昆虫類にいたっては 3,000 種近くが確認されています。



エゾリス



アオバト



ニホンマムシ

② 貴重種

天然記念物であるクマゲラや生態系の頂点に立つクマタカが市内の森林で確認されています。またオジロワシ、オオワシは越冬のため冬季に飛来します。

環境省レッドリスト、北海道レッドデータブックなどに掲載されている種は 145 種にのぼります。環境省が絶滅危惧Ⅱ類に指定しているニホンザリガニは、市内に点在する湧水に広く生息し、市街地周辺にも多数の生息地が確認されています。

■本市に生息する主な貴重種（動物） 1/2

	科名	種名	貴重性
哺乳類	リス	エゾシマリス	環境省 RL(情報不足) 北海道 RL(情報不足)
	クマ科	エゾヒグマ	環境省 RL(絶滅のおそれのある地域個体群) 北海道 RL(絶滅のおそれのある地域個体群)
鳥類	タカ科	オジロワシ	天然記念物 国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	タカ科	オオワシ	天然記念物 国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	タカ科	クマタカ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧ⅠB類) 北海道 RL(絶滅危惧ⅠB類)
	キツツキ科	クマゲラ	天然記念物 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	ハヤブサ科	ハヤブサ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(絶滅危惧Ⅱ類)

■本市に生息する主な貴重種（動物） 2/2

	科名	種名	貴重性
鳥類	ホオジロ科	ホオアカ	北海道 RL(準絶滅危惧種)
両生類	サンショウウオ科	エゾサンショウウオ	環境省 RL(情報不足) 北海道 RL(留意)
魚類	サケ科	サクラマス	環境省 RL(準絶滅危惧) 北海道 RL(留意)
	カジカ科	ハナカジカ	北海道 RL(留意)
昆虫類	ムカシトンボ科	ムカシトンボ	北海道 RDB(留意種)
	コオイムシ科	オオコオイムシ	北海道 RDB(希少種)
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類) 北海道 RL(準絶滅危惧)
	アリ科	エゾアカヤマアリ	環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
	タテハチョウ科	オオイチモンジ	環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類)
軟体動物	モノアラガイ科	モノアラガイ	環境省 RL(準絶滅危惧)
節足動物	アジアザリガニ科	ニホンザリガニ	国内希少野生動植物種 環境省 RL(絶滅危惧Ⅱ類)

出典：北海道環境データベース、環境省レッドリスト 2020（環境省 RL）、北海道レッドデータブック（北海道 RDB）
北海道レッドリスト（北海道 RL）



エゾシマリス



エゾヒグマ



オジロワシ



クマタカ



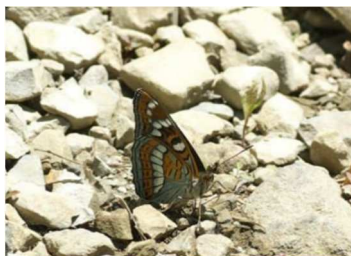
クマゲラ



エゾサンショウウオ



ハナカジカ



オオイチモンジ



ニホンザリガニ

③ 外来種

「外来生物法」で特定外来生物に指定されているアライグマ、セイヨウオオマルハナバチが市内で確認されています。これらは環境と社会に与える影響が甚大なため、飼育や放逐が厳しく制限されています。

アライグマはニホンザリガニなど貴重種を含む様々な生物を捕食し、農作物にも多大な被害をもたらすことが知られています。セイヨウオオマルハナバチは在来種との置き換えりや、それに伴う野生植物の受粉・繁殖への悪影響が懸念されています。他にもムラサキイガイやニジマスなどの要注意外来生物が市内で確認されています。

■ 本市に生息する主な外来種（動物）

	科名	種名	原産地 法的扱い
哺乳類	アライグマ科	アライグマ	北米～中米 特定外来生物
	イタチ科	ホンドテン	国内移入(本州四国九州)
	イタチ科	ニホンイタチ	国内移入(本州四国九州)
魚類	サケ科	ニジマス	北米など 要注意外来生物
昆虫類	ミツバチ科	セイヨウオオマルハナバチ	ヨーロッパ 特定外来生物
その他 無脊椎動物	イガイ科	ムラサキイガイ	地中海沿岸 要注意外来生物

出典：北海道環境データベース、小樽市総合博物館、国立環境研究所「侵入生物データベース」



アライグマ



ニジマス



セイヨウオオマルハナバチ

(7) 自然とのふれあいの場

本市は、海や山などの自然環境に恵まれていることから、自然とふれあえる場が数多くあります。

自然探勝路が整備されたオタモイ・赤岩・祝津の国定公園をはじめ、小樽公園や手宮公園、長橋なえぼ公園などは、豊かな自然と身近にふれあえる場として、広く市民に親しまれています。また、様々な自然を見学・体験できる施設や、レジャーやレクリエーションのための施設も市内各所にあり、目的に応じて自然とふれあうことができます。

自然は、日常生活の中で人に安らぎや憩いを感じさせてくれます。ふれあいの場を通して、人と自然との関わりを理解し、共生できる社会の実現に向け、環境に配慮した取組を進めていくことが必要です。

■ 自然とのふれあいの場

区 分	名 称	所在地
公園施設	ニセコ積丹小樽海岸国定公園(自然探勝路)	オタモイ、赤岩、祝津
公園施設	小樽公園	花園 5 丁目
公園施設	手宮公園	手宮 1～3 丁目
公園施設	手宮緑化植物園	手宮 3 丁目
公園施設	長橋なえぼ公園	幸 1 丁目
見学・体験施設	おたる自然の村(遊歩道、野営場、体験行事)	天狗山 1 丁目
見学・体験施設	森の自然館(体験行事、展示室、工作室)	幸 1 丁目
見学・体験施設	小樽市総合博物館(体験行事、展示室、実験室)	手宮 1 丁目
見学・体験施設	小樽市総合博物館運河館(体験行事、展示室)	色内 2 丁目
見学・体験施設	おたる水族館	祝津 3 丁目
海水浴場	おたるドリームビーチ	銭函 3 丁目
海水浴場	銭函海水浴場	銭函 3 丁目
海水浴場	東小樽海水浴場	船浜町
海水浴場	塩谷海水浴場	塩谷 1 丁目
海水浴場	蘭島海水浴場	蘭島 1 丁目
スキー場	小樽天狗山スキー場	最上 2 丁目
スキー場	朝里川温泉スキー場	朝里川温泉 1 丁目
スキー場	スノークルーズ ONZE	春香町
その他	登山道	天狗山、塩谷丸山など
その他	旭展望台周辺遊歩道	旭町



小樽天狗山スキー場



長橋なえぼ公園



おたるドリームビーチ

(8) 市民意識

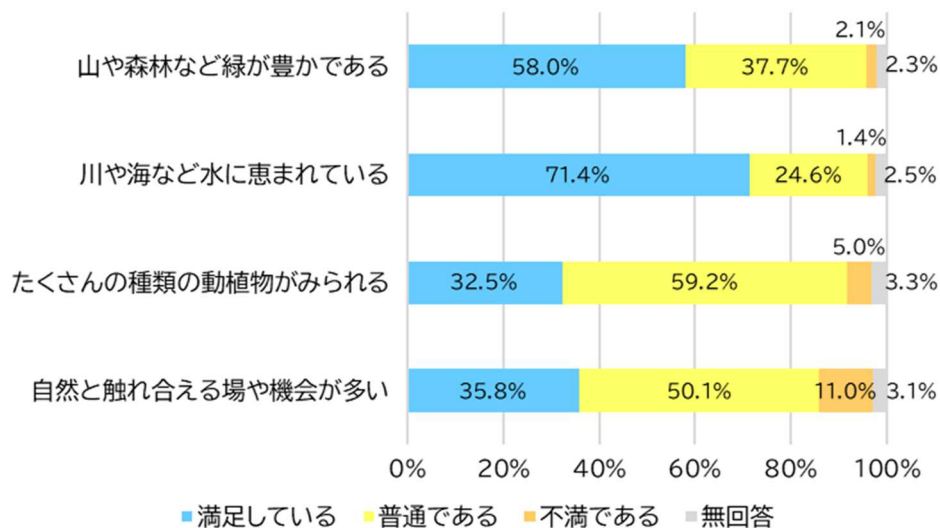
【自然環境に対する満足度】

「満足している」割合は、「川や海など水に恵まれている」が 71.4%、「山や森林など緑が豊かである」が 58.0%、「自然と触れ合える場や機会が多い」が 35.8%、「たくさんの種類の動植物が見られる」が 32.5%でした。

前計画<資料編 P103-122>に掲載されている「環境に関するアンケート調査」の結果と比較すると、市民の自然環境に対する「満足度」は、全体的に高くなったことが示されました。

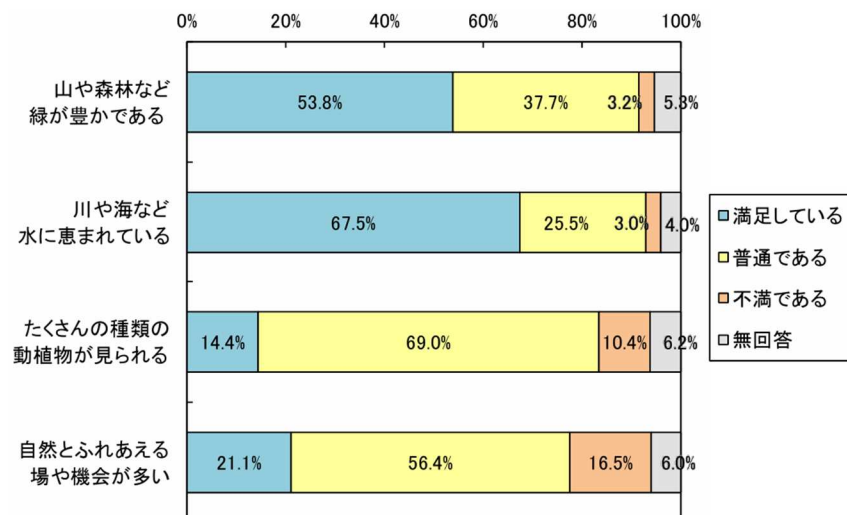
このことから、より一層の自然環境の保全と、動植物や自然とふれあえる場の維持によって、自然と市民が共存共生できるまちづくりを推進していく必要があります。

■ 自然環境に対する満足度（令和 5（2023）年調査）



■ 自然環境に対する満足度

（小樽市環境基本計画[平成 27（2015）年]から抜粋）

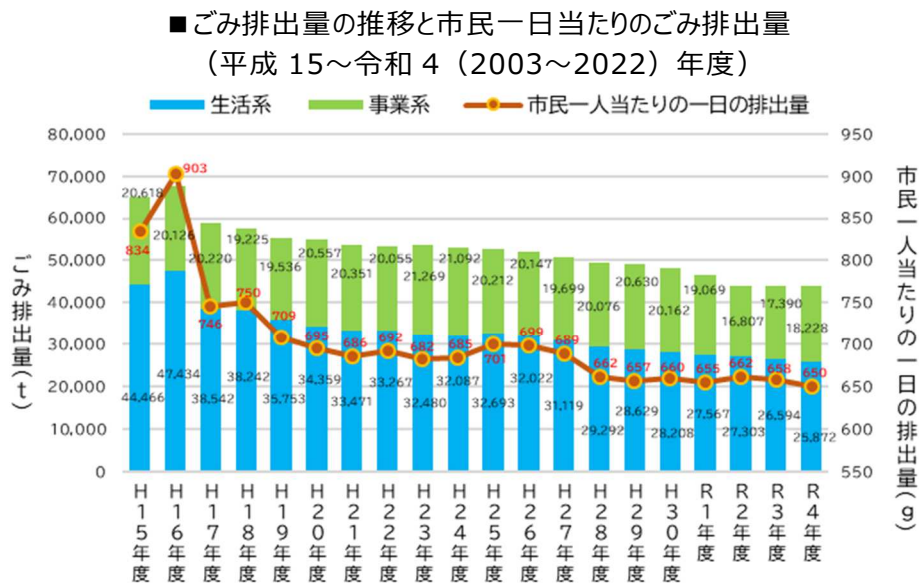


3 廃棄物・資源循環

(1) ごみの処理

① ごみの排出量

市内から排出されるごみの量は、平成 16（2004）年度は 67,560t ですが、平成 17（2005）年度の家庭ごみの有料化などにより、排出量は減少し続け、令和 4（2022）年度には 44,100t となりました。生活系と事業系のごみ排出量の割合は 6：4 であり、市民一人当たりの一日の排出量は 650 g 程度で推移しています。



出典：小樽市統計書

② ごみの処理方法

排出された一般廃棄物は、「北しりべし広域クリーンセンター」（桃内 2 丁目）に持ち込まれ、焼却や再資源化など、適切に処理されます。また、処理できない廃棄物については、小樽市廃棄物最終処分場（桃内 2 丁目）で埋立処分されます。

③ 不法投棄・野焼き

不法投棄については、依然として道路や山間地、海浜地などへの不適切なごみ捨てが後を絶たない状況となっています。このため、不法投棄監視員を配置し、冬季間を除いて市内 20 地点の不法投棄多発地区を中心に監視パトロールを実施しています。

また、野焼きは、煙や臭いにより周辺住民に迷惑をかけることになり、燃やすものによっては、ダイオキシンなどの有害物質が発生する原因ともなります。不法投棄と野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により違反者には厳しい罰則のある違法行為であり、発見した場合は、警察や市へ通報する必要があります。

(2) 3R ～ リデュース・リユース・リサイクル

① リデュース (Reduce : 発生抑制)

本市では、平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 10 年間の長期的視点に立った「小樽市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、計画的なごみの減量化を進めています。また、令和 5 (2023) 年から令和 9 (2027) 年までの「第 10 期小樽市分別収集計画」を策定し、収集対象品目や排出抑制の方策、分別の区分、収集・保管方法などを取りまとめました。

② リユース (Reuse : 再使用)

リユースとは、使用済みの製品をごみにせずに繰り返し使うことを意味します。まだ使える物品を再利用することは、資源消費と環境負荷の抑制とともに、ごみの減量化にもつながります。リユースを推進していくためには、身の回りにある物の価値を見直し、修理・再生品の使用をはじめ、詰替式商品や繰り返し使えるびんなどのリターナブル容器を用いた商品の選択、フリーマーケットやバザーの利用など、身近な取組を行うことが必要です。

③ リサイクル (Recycle : 資源化)

平成 17 (2005) 年度に家庭ごみの有料化と併せて、リサイクル品目をかん、びん、蛍光灯、新聞、雑誌、ペットボトルなど 12 品目に拡大した結果、平成 16 (2004) 年度比でリサイクル率が今では 2 倍以上に増加し、再資源化が推進しました。

リサイクルの取組には一人一人の意識が大切なことから、リサイクル教室やリサイクルプラザの施設見学などを通して資源化推進の啓発活動が必要です。

④ エコショップ認定制度

本市では、『エコショップ (環境にやさしい店)』の認定を行っています。有料レジ袋使用量の削減に取り組み、包装紙の簡素化、詰替式商品やリターナブル容器を使用した商品の販売など、ごみの減量化、資源化、省エネなどに取り組む店舗を対象に認定を行っています。令和 6 (2024) 年 3 月現在では、34 店舗を認定しており、市の広報誌やホームページなどで市民に周知し、利用してもらうことにより、環境保全意識の高揚を図っています。



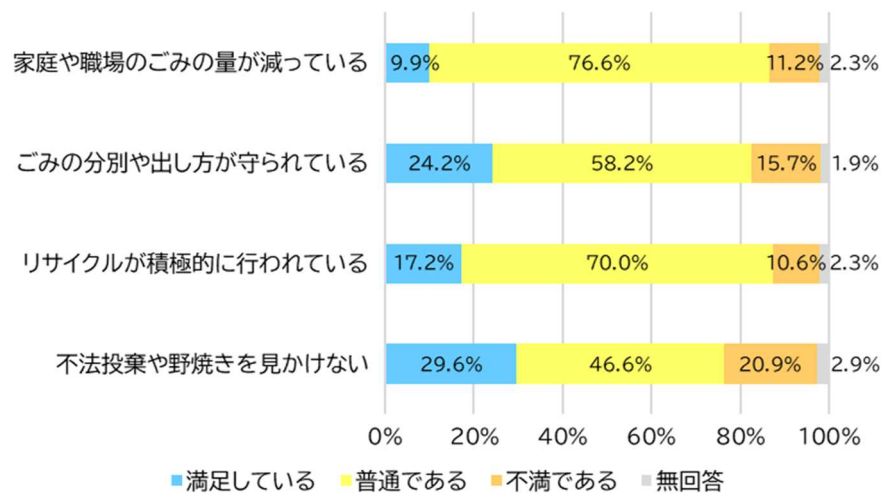
(3) 市民意識

【廃棄物・資源循環に対する満足度】

「満足している」割合は、「不法投棄や野焼きを見かけない」が 29.6%、「ごみの分別や出し方が守られている」が 24.2%、「リサイクルが積極的に行われている」が 17.2%、「家庭や職場のごみの量が減っている」が 9.9%でした。

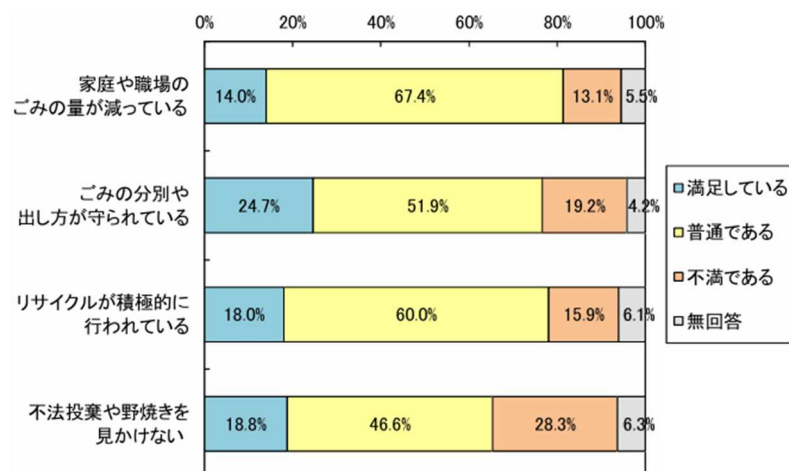
前計画<資料編 P103-122>に掲載されている「環境に関するアンケート調査」の結果と比較すると、市民の廃棄物・資源循環に対する「満足度」は、「不法投棄や野焼きを見かけない」以外は低くなったことが示されました。引き続き、ごみ処理ルール徹底、ごみの資源化・リサイクルの取組の推進が必要と考えられます。

■ 廃棄物・資源循環に対する満足度（令和 5（2023）年調査）



■ 廃棄物・資源循環に対する満足度

（小樽市環境基本計画[平成 27（2015）年]から抜粋）



4 社会環境

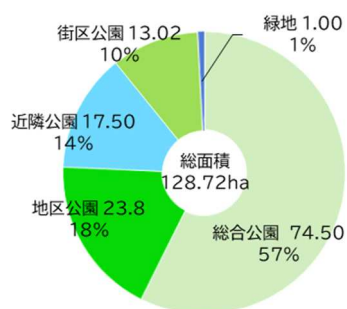
(1) 公園・緑地

公園や緑地は、子どもたちの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、ふれあいや憩いの場として、私たちの日常生活に安らぎとゆとりを感じさせてくれるだけでなく、防災の拠点となるなど、様々な機能を有しており、快適な都市環境を確保する上で重要な空間となっています。

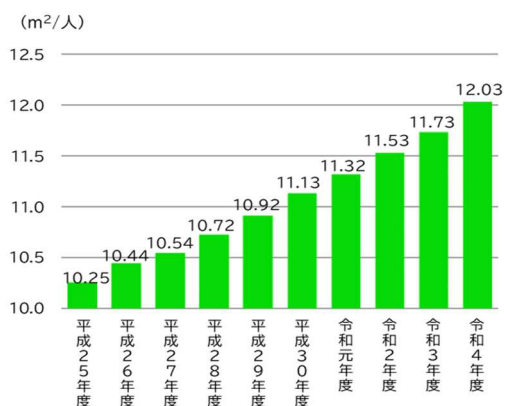
本市には、令和4（2022）年度末現在で都市計画区域に93か所、129.82haの都市公園が整備されています。市民一人当たりの都市公園面積は12.03㎡で、全国平均の10.7㎡（令和3（2021）年度末）をやや上回っていますが、全道平均の41.3㎡（令和3（2021）年度末）に対しては低い水準となっています。

快適で魅力のある都市公園を確保していくためには、市民ニーズに対応した適正な配置と機能の集約による都市公園の充実や、地域の利用形態に合わせた整備を図っていく必要があります。

■都市公園の整備面積（令和4（2022）年度）



■市民一人当たりの都市公園面積の推移



出典：小樽市統計書

緑地については、本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、市民が気軽に緑にふれあえる仕組みづくりや緑を育てる活動団体の育成などが求められます。

（２）水辺

日本海に面し、後背の山地や丘陵地から数多くの河川が流れ込む本市には、市内各所に多様な水辺空間があります。小樽港の周辺には、小樽運河散策路をはじめ、色内埠頭公園や築港臨海公園、小樽港マリーナなど、歴史やウォーターフロントなどの地域特性を生かした親水アメニティ空間が整備され、観光・商業施設が集積し、市内外から多くの人々が訪れています。



オタルナイ湖（朝里ダム）

市内を流れる勝納川と朝里川には、流域沿いの市街地に公園や遊歩道が整備され、身近に水とふれあえる場として利用されており、上流域には奥沢水源地とオタルナイ湖（朝里ダム）があり、自然豊かな水辺空間と、多様な生き物が生息・生育する周辺の樹林地と一体的な修景を形成しています。水と親しみ、ふれあうことができる快適な水辺空間を創出するためには、周辺の自然環境に配慮し、地域特性に応じた整備を行っていく必要があります。

(3) 景観

本市では、豊かな自然と北海道発展の歴史と文化が織りなす、独自の景観がまちの特色となっています。昭和 40 年代後半以降の小樽運河論争を契機に、市民のまちづくりへの意識が高まり、昭和 58（1983）年に北海道で初めての景観条例である「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定し、小樽らしいまちなみの保全に取り組んできました。

平成 4（1992）年には、歴史的景観に加えて、自然景観・眺望景観の保全とともに新築建造物の景観誘導などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、総合的な都市景観づくりを進めています。

このような条例などに基づく指導・助言や関係機関との連携によって、良好なまちなみ景観を誘導するとともに、市民との協働により、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を更に進めていく必要があります。



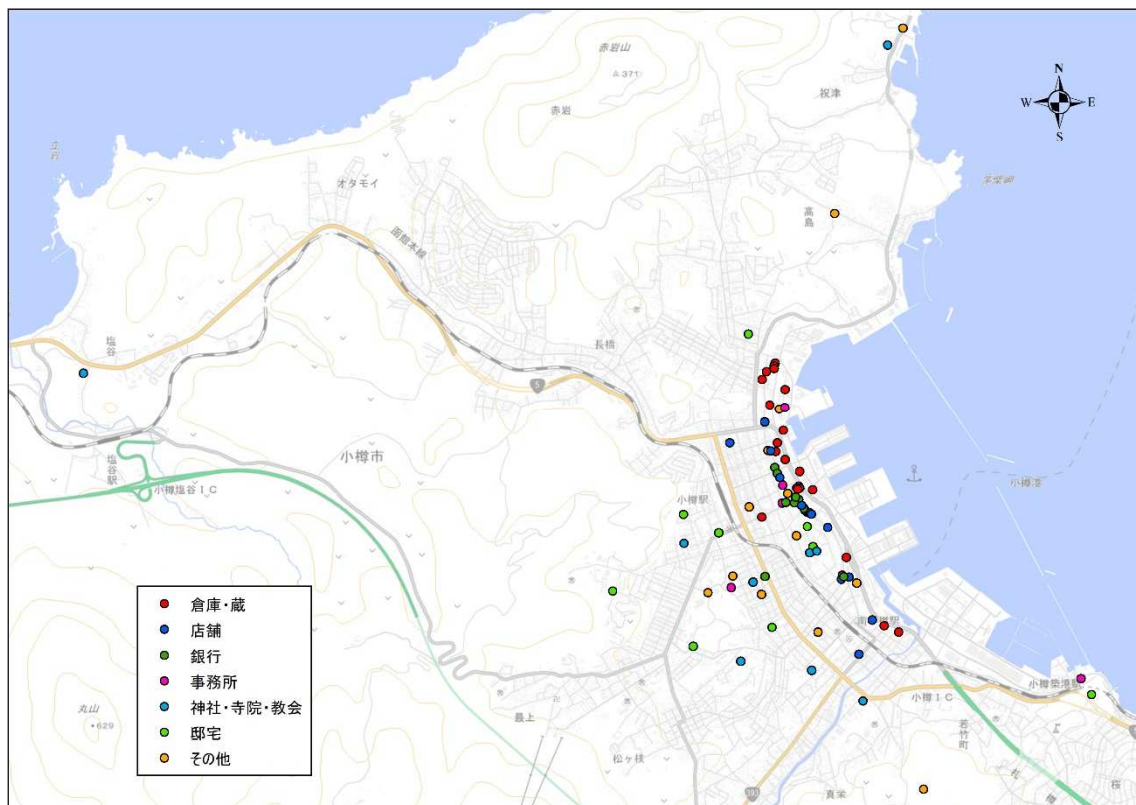
小樽運河



景観形成の取組	
年	事 項
昭和 58 (1983) 年	「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」制定 歴史的建造物と景観地区の指定開始
昭和 63 (1988) 年	小樽市都市景観賞の創設
平成 4 (1992) 年	「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」制定
平成 17 (2005) 年	特別景観形成地区の拡大
平成 18 (2006) 年	景観法に基づく景観行政団体となる
平成 21 (2009) 年	「小樽市景観計画」策定
平成 24 (2012) 年	「小樽市屋外広告物条例」制定
令和 5 (2023) 年	「小樽市歴史的風致維持向上協議会」の設置

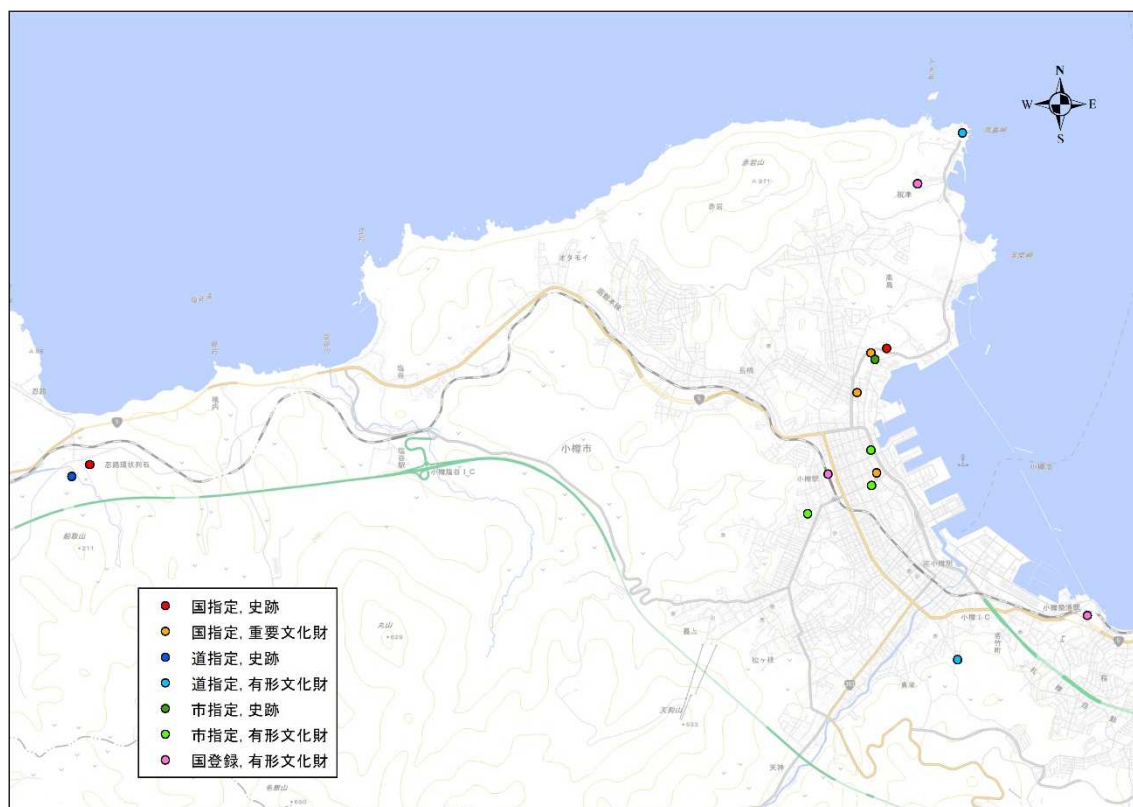
(4) 歴史的・文化的遺産

本市は、縄文時代早期には既に人が暮らしていたことが出土品などから明らかとなっており、江戸期には漁場が開かれ交易の要衝となり、明治から大正・昭和にかけては港町・商都として発展してきたことから、市内に数多くの歴史的・文化的な遺産が残されています。



昔をしのばせる歴史的建造物は独特の雰囲気醸し出し、魅力あるまちなみ景観の重要な構成要素ともなっており、また、小樽の風土と伝統が感じられる有形・無形の文化財は、人々の暮らしに根付き、心の拠り所として今に受け継がれています。

先人たちが築いてきた歴史と文化が息づく貴重なまちの財産を次の世代に継承していくためには、郷土意識の高揚に向けた啓発の推進とともに、所有者や関係団体・機関と連携を図りながら、自然やまちなみなどの周辺環境と新旧調和の取れた保存・活用を進めていく必要があります。



旧日本郵船(株)小樽支店
(国指定重要文化財)



旧猪俣邸（銀鱗荘）
(国登録有形文化財、
小樽市指定歴史建造物)



旧北海製罐倉庫(株)第3倉庫
(小樽市指定歴史建造物)

(5) 市民意識

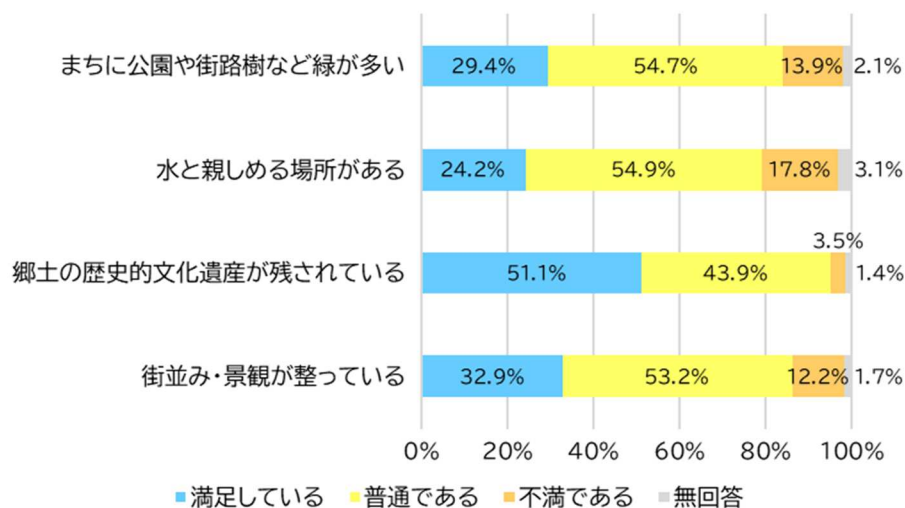
【社会環境に対する満足度】

「満足している」割合は、「郷土の歴史的文化的遺産が残されている」が 51.1%、「街並み・景観が整っている」が 32.9%、「まちに公園や街路樹など緑が多い」が 29.4%、「水と親しめる場所がある」が 24.2%でした。

前計画<資料編 P103-122>に掲載されている「環境に関するアンケート調査」の結果と比較すると、市民の社会環境に対する「満足度」は、いずれも高くなったことが示されました。

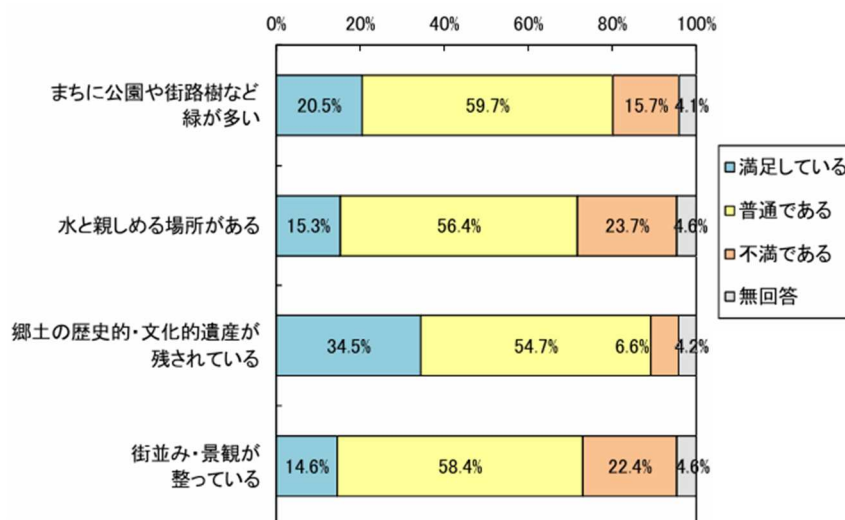
本市の大きな魅力である歴史的・文化的遺産や、まちなみ・景観の保全と活用を維持し、市民が誇れるまちづくりを推進していくことが必要となります。

■ 社会環境に対する満足度（令和 5（2023）年調査）



■ 社会環境に対する満足度

（小樽市環境基本計画[平成 27（2015）年]から抜粋）



5 生活環境

(1) 大気質

① 一般環境大気・自動車排出ガス

工場や事業場などから排出される煙や自動車の排出ガスは、人体にとって有害な物質を多く含み、大気汚染の原因となっています。このため、法令に基づき、様々な形で大気汚染防止対策が図られています。

本市は、「大気汚染防止法」に基づく政令市として、大気汚染の状況を把握するため、4か所の測定局で汚染物質の常時監視を実施しています。測定局では、測定地点のデータを遠隔操作で自動的に収集可能なテレメータシステムを導入し、一般環境大気と自動車排出ガスの大気環境を監視しています。

測定項目は、測定局で二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、一酸化窒素 (NO)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)、風向・風速の7項目を常時監視しています。環境基準の設定されている項目は、いずれも基準を達成しています。また、PM2.5については、近年、大陸から飛来し健康への影響が問題となっていることから、本市では測定値に関する情報提供をホームページ上で行っており、一定濃度（日平均値が 70 μg/m³）を超えるおそれがある場合には、住民に対して注意喚起を実施する体制を整備しています。

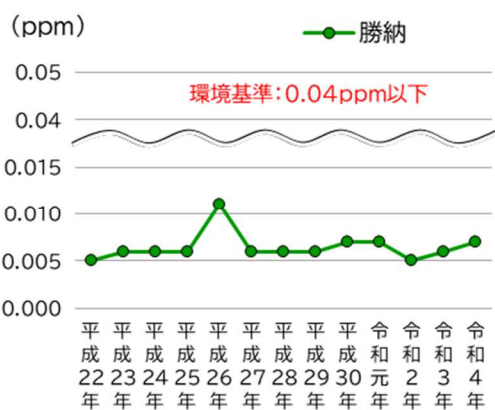
■大気環境の常時監視状況

種別	測定地点	測定項目						
		二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化窒素 (NO)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	風向・風速
一般環境大気	① 塩谷測定局		○	○		○		○
	② 勝納測定局	○	○	○		○	○	○
	③ 銭函測定局		○	○		○		○
自動車排出ガス	④ 駅前交差点測定局		○	○	○	○		

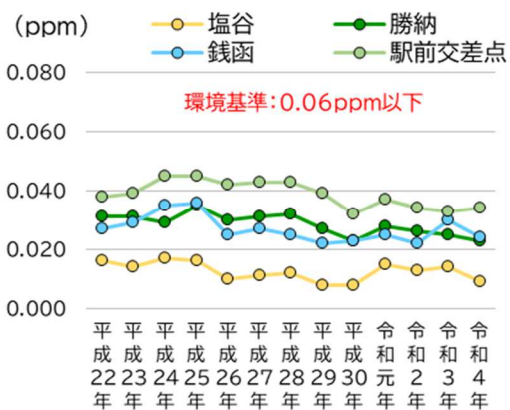
出典：小樽市の環境



■ 二酸化硫黄(SO₂)の経年変化

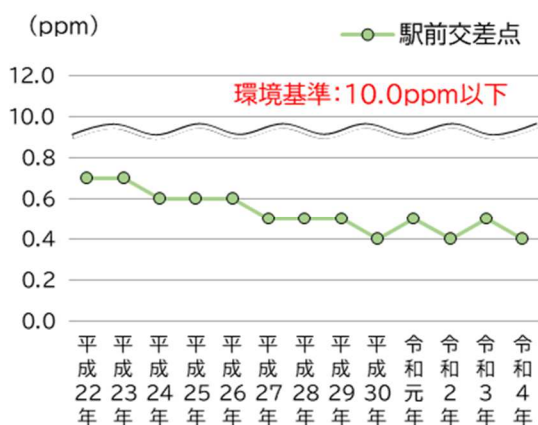


■ 二酸化窒素(NO₂)の経年変化

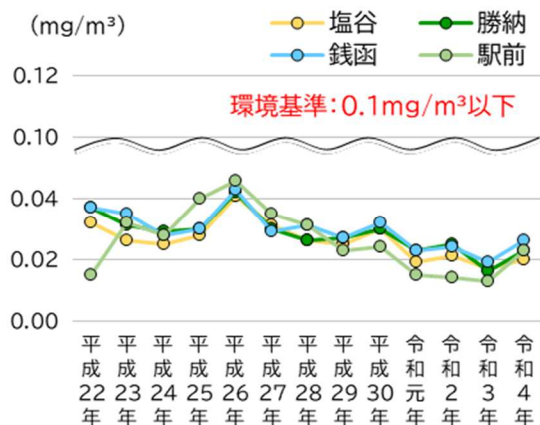


出典：小樽市の環境

■ 一酸化炭素(CO)の経年変化

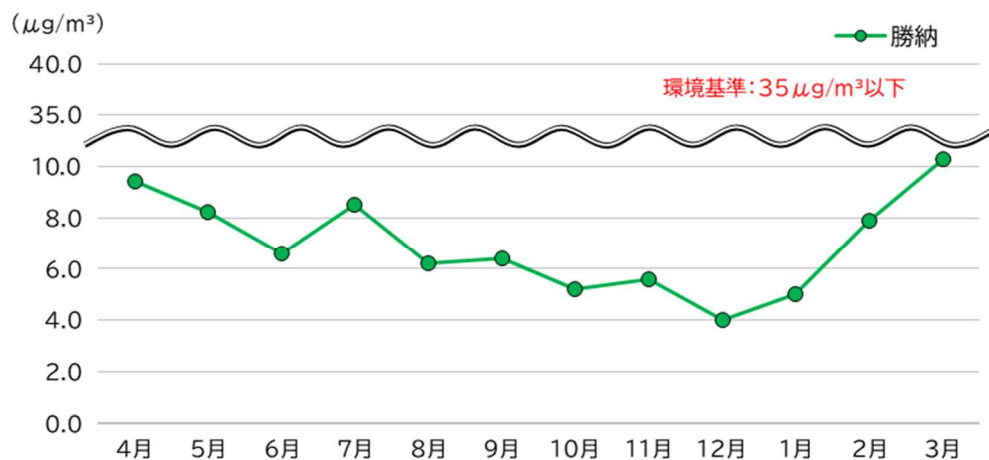


■ 浮遊粒子状物質(SPM)の経年変化



出典：小樽市の環境

■ 微小粒子状物質（PM2.5）の経月変化（令和4（2022）年度）

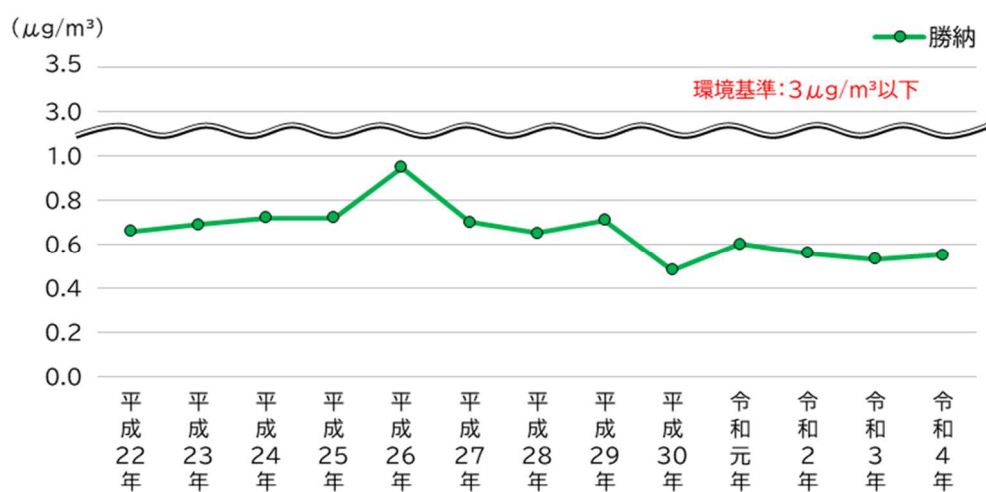


出典：小樽市の環境

② 有害大気汚染物質など

「大気汚染防止法」では、「継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」を有害大気汚染物質としており、特に健康リスクが高いと考えられる23物質が優先取組物質に選定されています。市内の有害大気汚染物質については、市がベンゼン、北海道でダイオキシン類の調査を行っており、測定結果はいずれも環境基準を達成しています。

■ 有害大気汚染物質（ベンゼン）の経年変化



出典：小樽市の環境

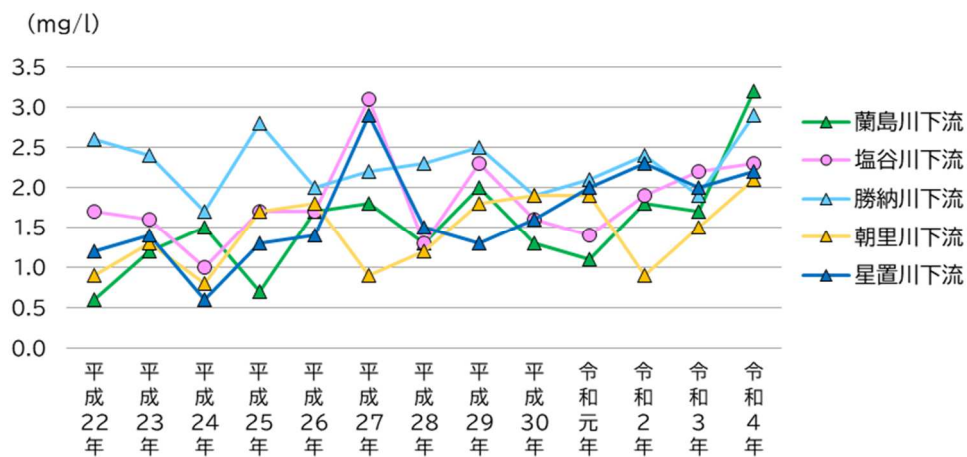
(2) 水質

① 河川

日常の生活や事業活動に伴う排水は、水質汚濁を引き起こす原因にもなっているため、「水質汚濁防止法」など法令による監視・規制などの対策がとられています。

本市には、環境基準が設定されている河川はありませんが、水質汚濁の状況を把握するため、市内 20 河川の下流で採水調査を実施しています。河川汚濁の程度を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果では、ほとんどの河川でおおむね良好な水質状況でしたが、市内中心部を流れる一部河川の下流で高い数値が見られ、引き続き監視を行っていく必要があります。

■ 市内主要 5 河川の BOD の推移



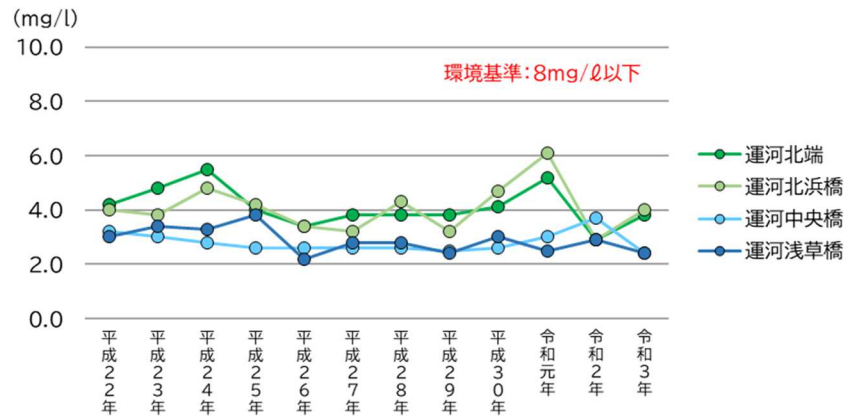
出典：小樽市の環境

② 海域

本市では、水質の環境基準が設定されている港湾区域内の運河で 4 地点の調査を実施しています。代表的な水質指標である COD（化学的酸素要求量）の測定結果は、すべての地点で環境基準を達成しています。

運河は、本市にとって重要な観光資源となっていることから、訪れる多くの人々が快適に感じられる良好な水質環境を確保するため、継続的な監視を行っていく必要があります。

■小樽運河のC O Dの推移

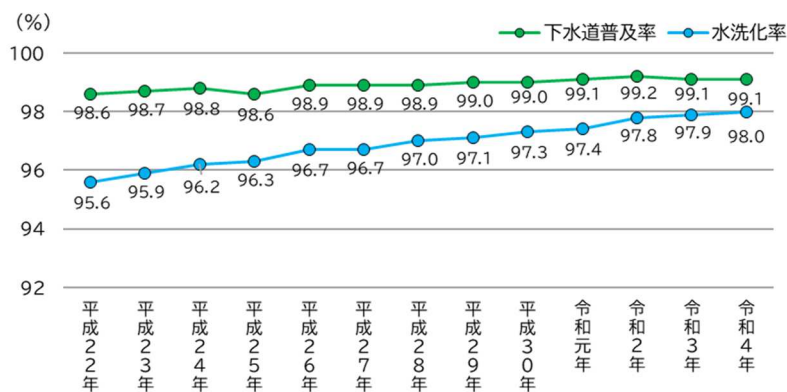


出典：小樽市の環境

③ 生活排水

川や海などの水質汚濁の主な原因は、社会の変化に伴い、工場などの産業排水から日常の生活排水へと変わってきています。本市では生活排水対策として、昭和31（1956）年以降、下水道事業を推進し、現在は3か所の下水終末処理場と13か所のポンプ場により汚水処理を行っており、令和4（2022）年度末で下水道普及率は99.1%、水洗化率は98.0%となっています。生活排水は日常の問題であることから、衛生的で良好な水質環境を維持・確保していくためには、下水道の管路など老朽化施設の更新整備をはじめ、下水道処理可能区域では下水道未接続世帯に対する接続への促進活動の強化、処理可能区域外ではし尿処理可能な合併処理浄化槽の普及促進など、適正な排水処理に向けた対策の推進が必要です。

■下水道普及率と水洗化率の推移



※下水道普及率＝処理可能区域内人口÷行政区内人口×100%

（下水道への接続が可能な地域に住む人口の割合で表されます。）

※水洗化率＝水洗化人口÷処理可能区域内人口×100%

（下水道への接続が可能な地域に住む人口に対する、水洗化をした人口の割合で表されます。）

出典：小樽市上下水道ビジョン 第3章_経営方針実現のための施策、
小樽市統計書 電気・ガス・水道（H29～R3）に加筆

(3) 騒音・振動・悪臭

① 騒音・振動

騒音や振動は、日常生活に関わる身近な環境問題であり、その発生源は、工場の機械稼働、建設工事、自動車の走行、ボイラーや空調・音響機器類の使用など様々です。

本市では、騒音・振動の防止対策として、「騒音規制法」と「振動規制法」に基づき、規制地域を指定し、状況把握のための調査・監視と工場・事業場に対する規制指導を行っています。静穏で住み良い環境を確保するためには、騒音や振動の発生源対策が重要であり、継続的な監視と規制指導に加え、公共交通機関の利用促進や道路整備などの自動車交通対策、日常生活上のマナー啓発などにも取り組んでいくことが必要となっています。

【自動車交通騒音】「騒音規制法」に基づき、市内の主要幹線道路を対象に常時監視を行っています。評価対象道路 45 区間のうち、毎年、市内 6 地点で実測しており、過去 10 年（平成 25～令和 4（2013～2022）年度）は、測定した全ての地点で環境基準を満たし、面的評価の結果では高い環境基準達成率となっています。

【一般環境騒音】住環境の生活騒音状況を把握するため、市内 10 地点で測定を実施しており、過去 10 年（平成 25～令和 4（2013～2022）年度）は環境基準を達成しています。

【道路交通振動】振動調査は自動車交通騒音の測定と合わせて行っており、令和 4（2022）年度は 6 地点全てで要請限度を下回っています。

■ 道路に面する地域の環境基準

単位：デシベル（等価騒音レベル）

地域の区分	基準値	
	昼（6 時～22 時）	夜（22 時～6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65

A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域

■ 自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル（等価騒音レベル）

区域の区分	基準値	
	昼（6 時～22 時）	夜（22 時～6 時）
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例） 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える場合は 20m までの範囲）	75	70

A：専ら住居の用に供される区域 B：主として住居の用に供される区域

C：相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される区域

■自動車交通騒音測定・面的評価結果（令和4（2022）年度）

	評価対象 住居 戸数	評価結果							
		昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
全体 (評価区間)	10,791	10,673	98.9	0	0.0	107	1.0	11	0.1
近接空間	4,707	4,665	99.1	0	0.0	42	0.9	0	0.0
非近接空間	6,084	6,008	98.8	0	0.0	65	1.1	11	0.2

出典：小樽市の環境

■自動車交通騒音調査に伴う車速交通量調査（令和4（2022）年度）

	測定地点	車線数	交通量(台/10分)		平均車速(Km/h)		測定時間 中の騒音 レベル	測定月日
			上り	下り	上り	下り		
一般国道5号線	入船1-11	4	109	96	44	47	68dB	9月12日
一般国道5号線	桜2-7	4	182	239	56	52	69dB	9月14日
一般国道5号線	張碓町29	4	154	191	53	58	70dB	9月8日
一般国道5号線	見晴町3	4	166	207	58	54	68dB	11月14日
天神南小樽停車場線	緑1-9	2	61	58	36	38	62dB	10月31日
小樽港稲穂線	色内2-3	6	66	67	51	51	63dB	9月1日

出典：小樽市の環境

■一般地域の環境基準

単位：デシベル（等価騒音レベル）

地域の類型	基準値	
	昼（6時～22時）	夜（22時～6時）
A	55	45
B	55	45
C	60	50

A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域

■環境騒音測定結果（令和4（2022）年度）

地域類型	都市計画 用途地域	測定月日	測定地点	騒音レベル		判定	
				昼	夜	昼	夜
A	1種低住専	9/28～9/29	桜5-16	45	37	○	○
	1種低住専	11/8～11/9	望洋台3-4	45	36	○	○
	1種中高住専	9/29～9/30	入船3-13	45	36	○	○
	1種中高住専	10/25～10/26	松ヶ枝1-5	46	35	○	○
B	1種住居	10/24～10/25	高島3-6	50	39	○	○
	1種住居	10/27～10/28	花園2-10	45	35	○	○
C	近隣商業	10/12～10/13	花園4-2	53	45	○	○
	商業	10/13～10/14	色内1-9	54	42	○	○
	準工業	11/10～11/11	桜2-26	46	39	○	○
	工業	10/20～10/21	天神2-7	50	44	○	○

A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域 ○：適合 ×：不適合

■ 道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

地域の類型	要請限度値	
	昼（8時～19時）	夜（19時～8時）
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

第1種区域：主として住居の用に供される区域

第2種区域：相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される区域

■ 道路交通振動測定結果（令和4（2022）年度）

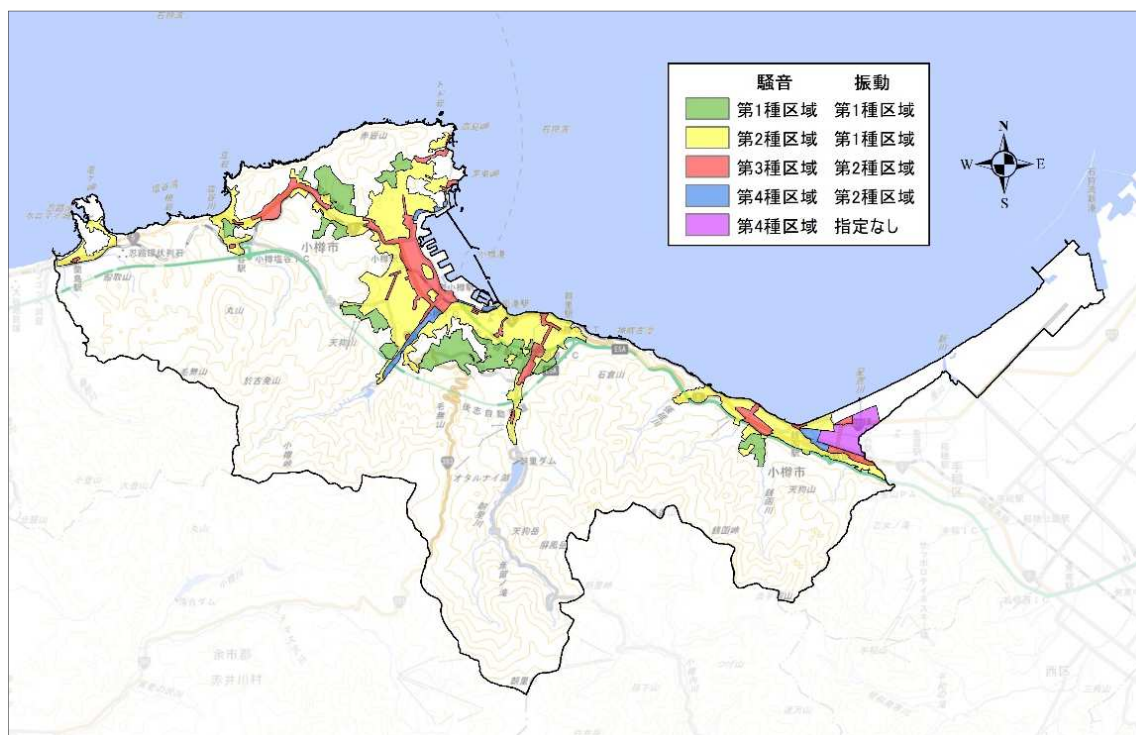
単位：デシベル

	測定地点	区域	車線数	振動レベル		測定月日
				昼	判定	
一般国道5号線	入船1-11	第2種	4	48	○	9月12日
一般国道5号線	桜2-7	第1種	4	44	○	9月14日
一般国道5号線	張碓町29	区域外	4	47	—	9月8日
一般国道5号線	見晴町3	第1種	4	39	○	11月14日
天神南小樽停車場線	緑1-9	第2種	2	33	○	10月31日
小樽港稲穂線	色内2-3	第2種	6	37	○	9月1日

※ 夜の測定については、昼の測定値が夜の要請限度を下回っているため実施していません。

○：適合 ×：不適合

出典：小樽市の環境

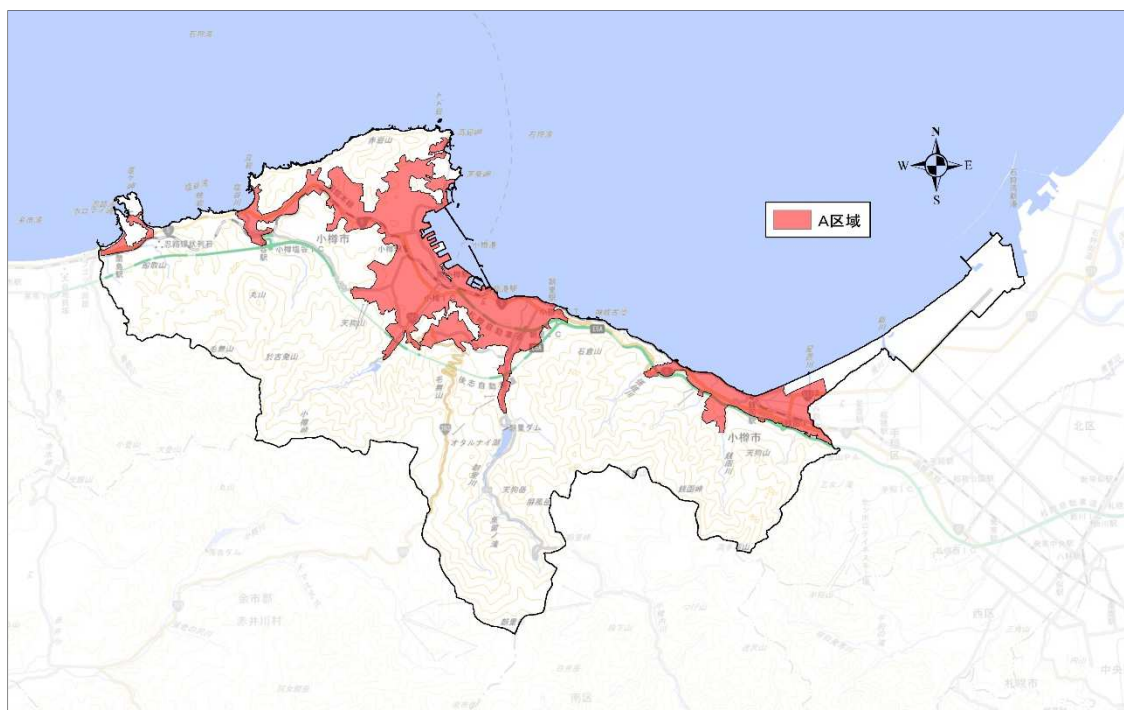


② 悪臭

人の嗅覚に作用して不快感や嫌悪感を与える悪臭は、大気中に原因物質が放出されることにより発生します。その発生源は、畜産、肥料、飼料、ゴム、金属、塗料、水産食料品などを扱う工場・事業場が主なものですが、近年では飲食店や一般家庭からの調理臭、ごみ・排水臭、ペットの糞尿臭など日常生活に関わるものまで広範囲にわたっています。

悪臭には環境基準が設定されていませんが、「悪臭防止法」では、工場・事業場の発生源対策として、特定悪臭物質の濃度による規制と臭気指数による規制の二通りの手法について規定しています。本市では、特定悪臭物質の濃度基準に基づき、規制地域を指定し、対象施設の排出に対する規制指導を行っています。市内の規制地域は、規制基準が最も厳しいA区域に指定しています。

悪臭は、吐き気、頭痛、食欲不振を引き起こすなど、健康面にも影響があると言われていますが、地域によっては気象条件や地理的条件に左右され、時間が経過すると原因物質や発生源の特定も難しくなることから、問題の解決にまで至らないことも少なくありません。安全で快適な生活環境を確保するためには、工場・事業場に対する規制指導とともに、迅速な発生源調査と適切な対応、未然防止に向けた啓発などの対策を行っていくことが必要です。



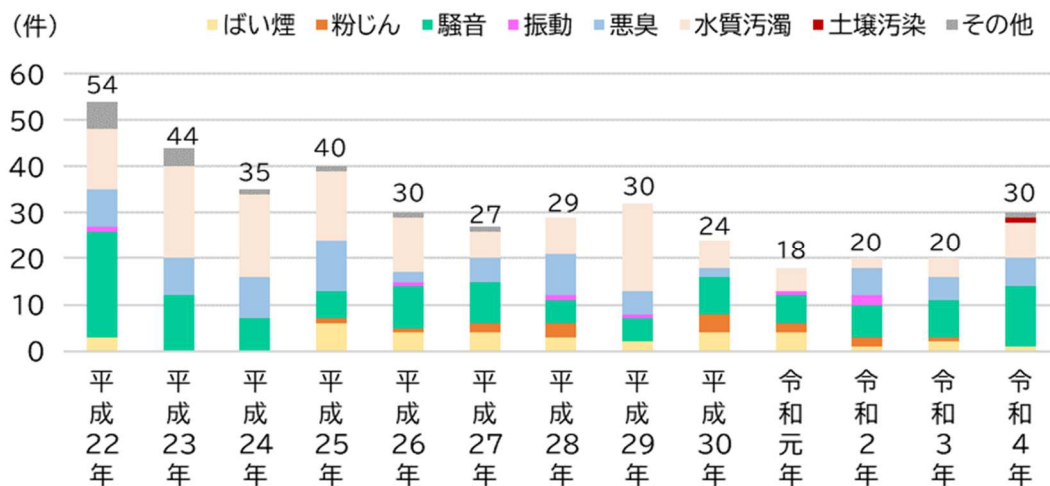
(4) 公害苦情

公害苦情は、広域的な産業公害に起因するものから、日常生活に密着した近隣問題に関わるものへと変化し、その内容も多様化しています。「環境基本法」では、人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を公害と定義し、これらは「典型七公害」と呼ばれています。このうち騒音、振動、悪臭は、個人によって不快感の程度に差が生じることから感覚公害ともいわれ、公害苦情に占める割合は近年増加傾向にあります。

本市に寄せられる公害苦情も、各年度の社会経済や気象などの諸条件により件数の変動はありますが、その多くは感覚公害である騒音、悪臭が占めています。また、水質汚濁については平成 30（2018）年以降、減少傾向にあります。

市民から苦情の通報があった場合、本市では、現地調査を実施し、原因者に対し改善に向けた指導を行っていますが、規制基準値以下での不快感や近隣間のトラブルなど複雑な要因により解決が難しい事案も多くなっています。地域の生活環境の保全や紛争の未然防止のため、苦情の解決に当たっては、当事者間の立場と周辺への配慮を踏まえながら、迅速な対応と適切な処理を行っていくことが必要です。

■ 公害苦情件数の推移



出典：小樽市の環境

(5) 市民意識

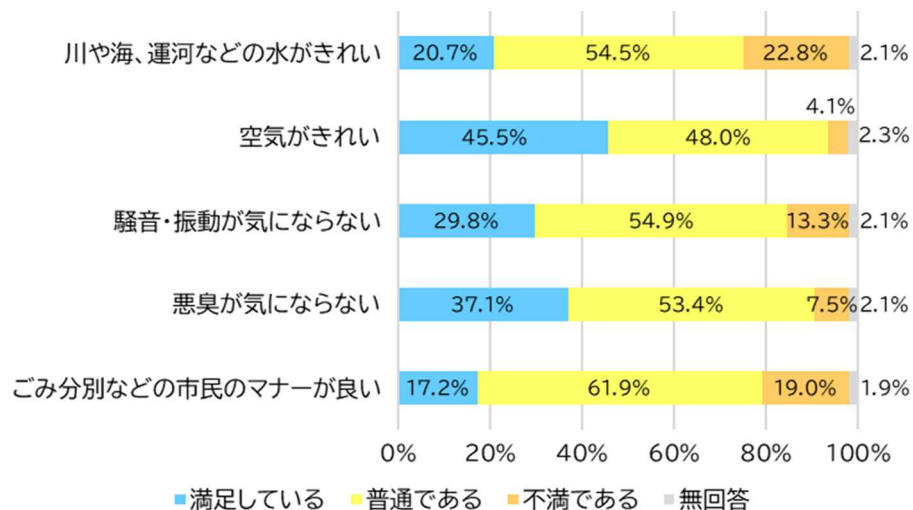
【生活環境に対する満足度】

「満足している」割合は、「空気がきれい」が 45.5%、「悪臭が気にならない」が 37.1%、「騒音・振動が気にならない」が 29.8%、「川や海、運河などの水がきれい」が 20.7%、「ごみ分別などの市民のマナーが良い」が 17.2%でした。

前計画＜資料編 P103-122＞に掲載されている「環境に関するアンケート調査」の結果と比較すると、市民の生活環境に対する「満足度」は、「悪臭が気にならない」と「ごみ分別などの市民のマナーが良い」で低くなったことが示されました。一方で大きく満足度の向上が見られたのが「空気がきれい」でした。

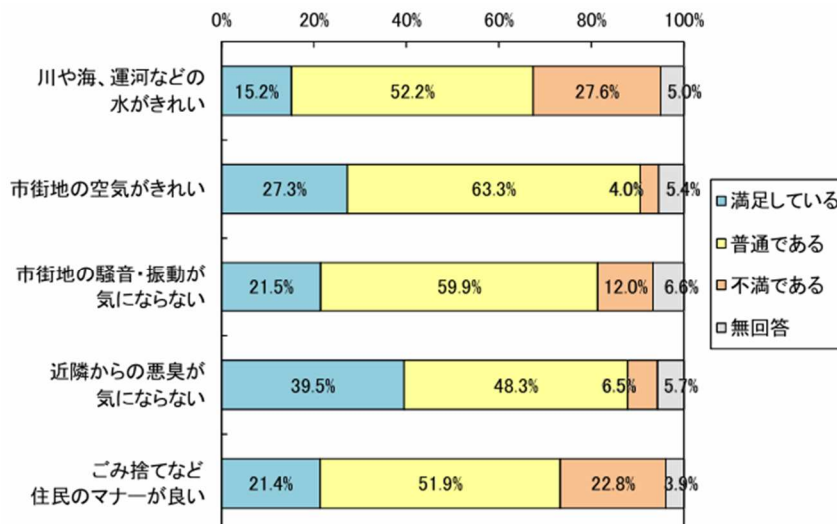
市民生活に直結する、大気、水質、騒音・振動などの生活環境については、現況の環境保全の維持と、市民意識向上の取組の推進が重要と考えられます。

■生活環境に対する満足度（令和 5（2023）年調査）



■生活環境に対する満足度

（小樽市環境基本計画[平成 27（2015）年]から抜粋）



6 環境学習・環境活動

(1) 環境学習

良好な環境づくりを進めるためには、子どもから大人まで市民一人一人が、地球や身近な環境に関心を持ち理解を深めるとともに、問題解決に向けた必要な知識を習得し、正しい判断を身に付けることが重要です。そのためには、家庭や学校、地域など幅広い場において環境保全に向けた取組を進めることが必要です。

日常生活を送る上で最も基本的な場である家庭においては、家族とのふれあいの中で、環境に関する問題を共有していくことが大切です。学校においては、子どもたちが環境問題について自ら考え、環境に配慮した主体的な行動がとれるよう、地域の特色を生かした環境教育の推進が求められます。地域においては、身近な地域環境を保全するため、家庭や学校、事業所、民間団体、行政などが連携を取りながら、一人一人の環境意識の向上を図っていく必要があります。

このように、本市でも環境保全に向けた、家庭や学校、地域など幅広い場での取組を進めていくことが必要となっています。

■主な環境学習

家庭	●家族間での環境問題の話合い ●家族での学習会や講座などへの参加 ●「北海道ゼロチャレ！家計簿(家庭のCO ₂ 排出量見える化アプリ)」 ●「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」	
学校	●環境をテーマとした授業 ●自然にふれる野外授業 ●「こどもエコクラブ」への参加 ●「まち育てふれあいトーク」(出前講座)などの活用 ●PTAとの学習会	
地域	●事業所、町内会、民間団体などが主催する学習会や講座、講演など ●市が実施している主な事業	
	まち育てふれあいトーク(広報広聴課)	リサイクル教室(消費者協会)
	環境パネル展(環境課)	「八景の日」写真パネル展(新幹線・まちづくり推進課)
	自然観察会(総合博物館、森の自然館)	フットパス(おたる自然の村)
	歴史・まちなみ見学(総合博物館)	下水道の日パネル展(水道局総務課)

(2) 環境情報

今日の変化し続ける多様な環境問題に対応していくためには、一人一人が環境に関する正確な情報を適切に収集することが重要となります。本市では、市民・事業者のニーズに応じた環境情報をホームページや広報誌、パンフレットなどを通して提供しています。環境施策を進めていく上では、情報の内容と提供方法の充実化とともに、市民・事業者・行政との幅広い情報共有を図っていく必要があります。



■市が提供している主な環境情報

分野	情報	入手形態
地球環境 (温暖化)	「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」 「おたるエコガイド」	環境課 HP、小冊子
	「北海道ゼロチャレ！家計簿(家庭のCO2排出量見える化アプリ)」	環境課 HP
自然環境	「環境調査の概要」(自然、公園、景観など)	環境課 HP
廃棄物・資源 循環	ごみ・資源物分別区分早見表、収集カレンダー 各種 助成制度、ボランティア清掃	ごみ減量推進課 HP 配布物
	集団資源回収	ごみ減量推進課 HP
社会環境	歴史・自然(総合博物館)、文化財(生涯学習課)、公園(公園緑地課)、景観・歴史的建造物(新幹線・まちづくり推進室)	各課 HP
生活環境	「環境調査の概要」(大気・水質、ごみ・資源物など) 公害関係法令に基づく届出、PM2.5 注意喚起情報	環境課 HP
各分野	各種行事など	随時広報誌、各課 HP

(3) 環境活動

小樽市民として、日常生活や事業活動に伴う環境負荷への影響を認識し、自ら環境問題に取り組んでいかなければなりません。「知る(情報収集)」、「学ぶ(学習)」を「行う(活動)」に結び付け、暮らしの中で環境に配慮した行動を実践することが大切です。

環境保全に向けては、一人から地域、まち全体へと取組の輪を広げることが重要であり、そのためには、活動に携わる人材の育成と団体などへの支援とともに、各推進主体の連携・協力を図っていく必要があります。市民、事業者、市が各々の役割を担いながら、協働で取り組むことが、良好な環境に包まれた小樽らしいまちづくりへとつながっていきます。

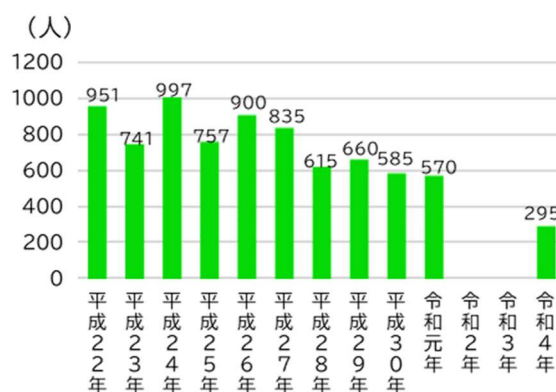
北海道では、平成15(2003)年12月1日に「北海道空き缶などの散乱の防止に関する条例」を施行し、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て防止に努めて

いますが、これを受け小樽市でも同条例に基づき、平成 18（2006）年 6 月に市民ボランティアの皆様による「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」を結成しました。北海道と連携しながら、各種団体・事業者や児童の皆様などと協働し、啓発・清掃活動を実施しています。なお、新型コロナウイルス感染拡大による活動の一時中断を契機に参加者が減少してしまいましたが、参加者数を増やすために啓発活動をより推進していく必要があります。

主な環境保全活動（地域で）
河川清掃、海岸清掃、植樹・間伐、動植物の保護活動
ごみステーションの維持管理、集団資源回収
公園・街路清掃、花の植栽、歴史的建造物・文化財など保存活動
主な環境配慮行動（家庭・職場で）
節電、節水、省エネ機器・エコマーク商品・地元食材の購入
買い物バッグ使用、公共交通機関の利用 ごみの減量、リサイクル
騒音防止や施設利用、ペット飼育などの マナー順守、外来生物持ち込み防止

出典：小樽市 HP「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」活動実績

■「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」参加者の推移



※令和 2・3（2020・2021）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止などのため中止



街をきれいにし隊（平成 30（2018）年活動記録）

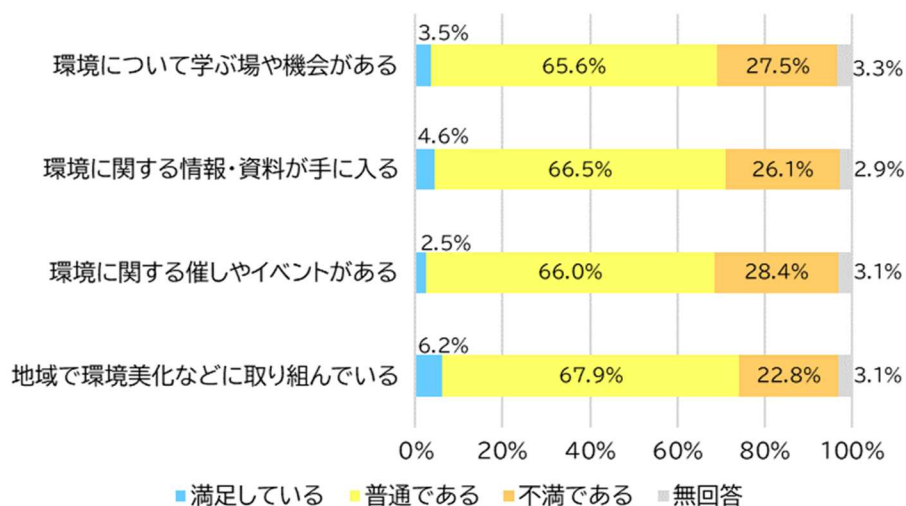
(4) 市民意識

【環境学習・環境活動に対する満足度】

「満足している」割合は、「地域で環境美化などに取り組んでいる」が 6.2%、「環境に関する情報・資料が手に入る」が 4.6%、「環境について学ぶ場や機会がある」が 3.5%、「環境に関する催しやイベントがある」が 2.5%でした。

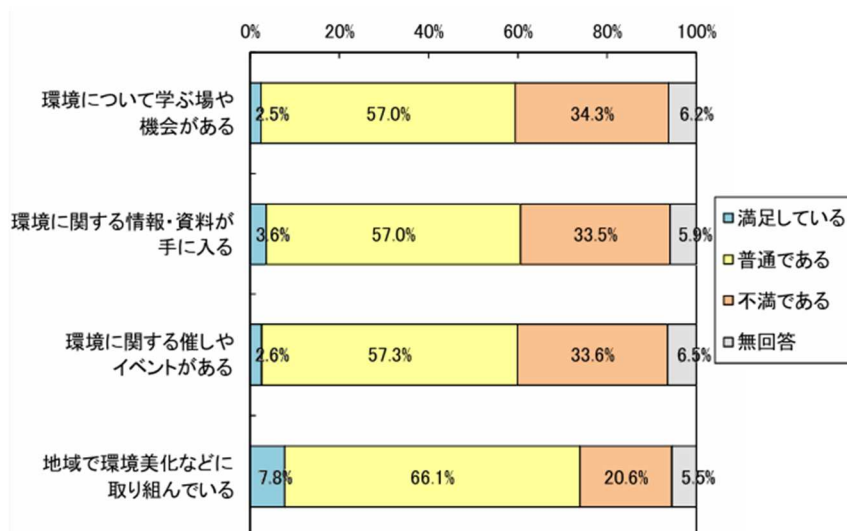
前計画<資料編 P103-122>に掲載されている「環境に関するアンケート調査」の結果と比較すると、市民の環境学習・環境活動に対する「満足度」は、いずれも大きな変化はありませんでした。環境に関する講習会やイベントなどの充実、環境情報の伝え方など、市民、事業者、市の相互連携のもと、取組を推進していく必要があります。

■ 環境学習・環境活動に対する満足度（令和 5（2023）年調査）



■ 環境学習・環境活動に対する満足度

（小樽市環境基本計画[平成 27（2015）年]から抜粋）

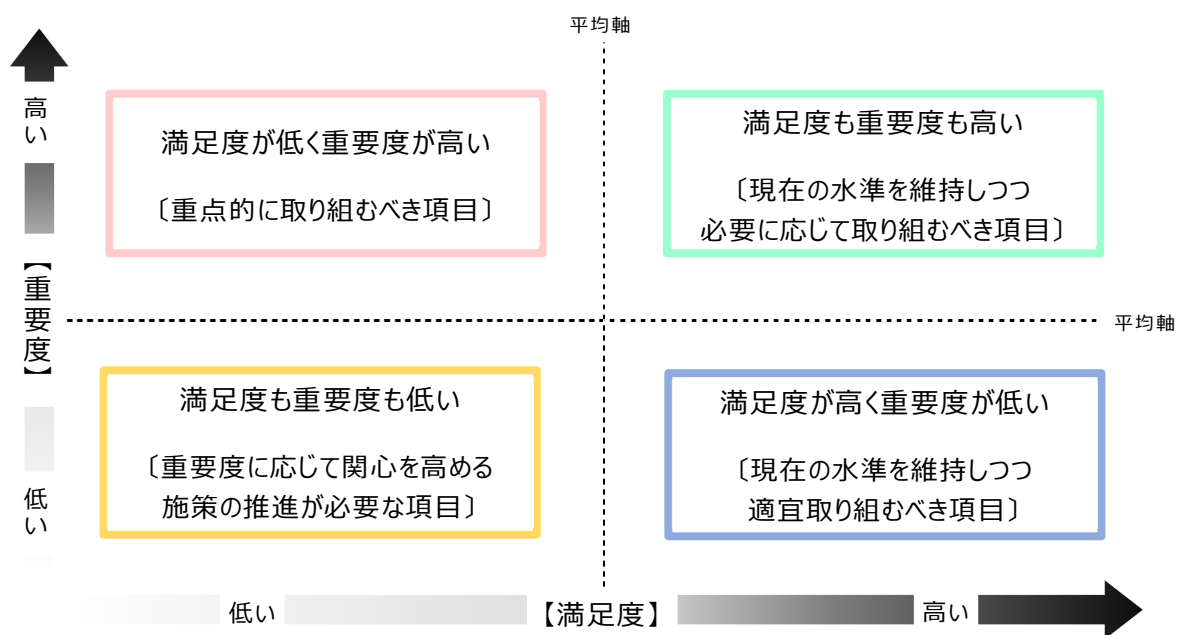


7 環境に対する市民の満足度・重要度調査

令和5（2023）年に市民を対象に実施した小樽市の環境に関する市民アンケートの中で、小樽市の環境に関する24項目について、満足度と重要度を3段階で評価してもらい、その結果をスコア化し、ポートフォリオ分析を行いました。

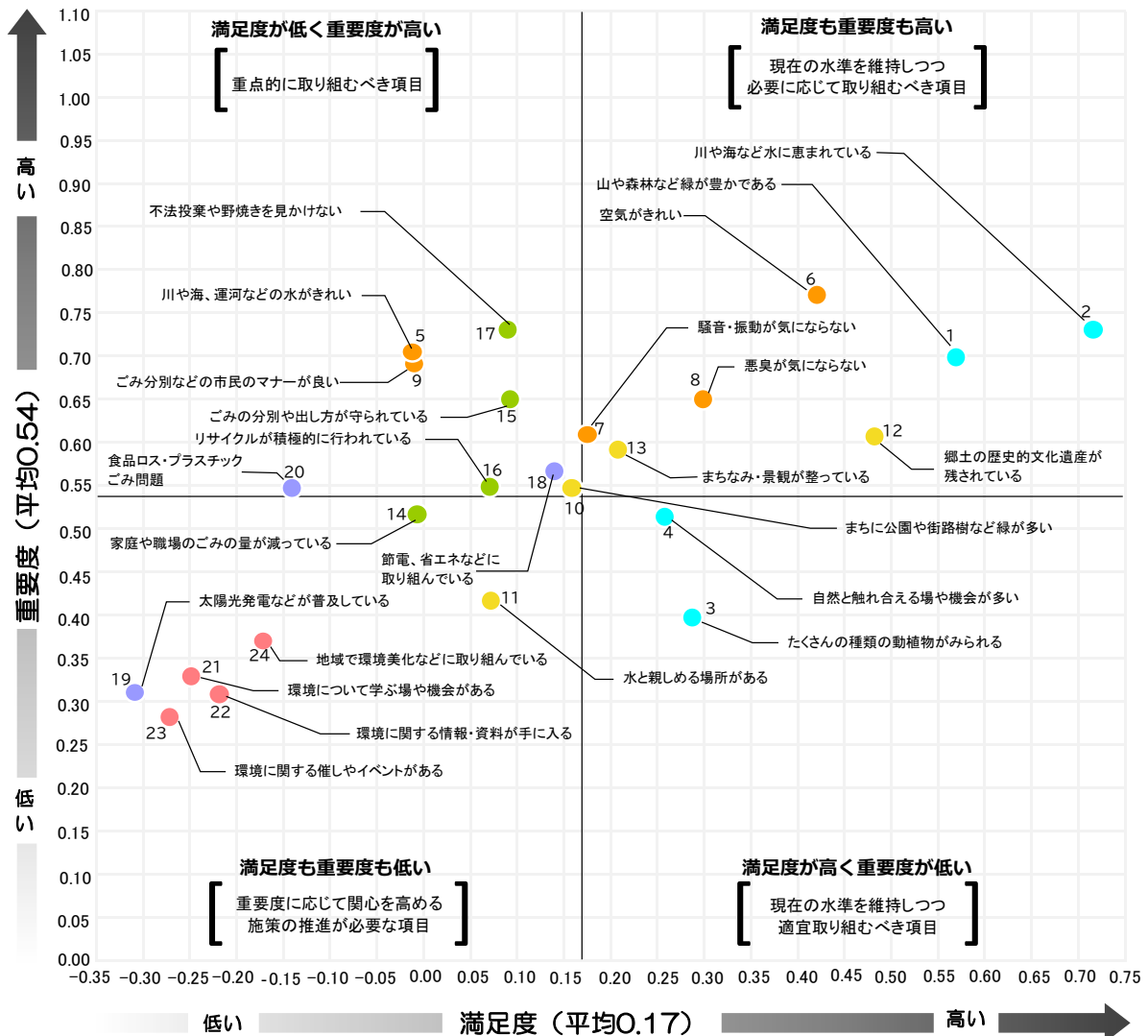
満足度のスコア化の定義		重要度のスコア化の定義	
	スコア		スコア
満足している	+1	重要である	+1
普通である	0	普通である	0
不満である	-1	重要でない	-1
無回答	カウントしない	無回答	カウントしない

スコア化した「満足度」と「重要度」をグラフに表し、四つの領域に分類します。これは、環境施策を総合的かつ計画的に進める上で、今後どこに力を入れていくべきかを示す重要な情報となります。



【ポートフォリオ分析について】
「満足度」、「重要度」のスコアの平均値を基準として四つの領域に区分し、満足度と重要度の高低を位置付けることで、より良い方向へと向かうべき項目が明確になります。

■ 環境に対する満足度・重要度に対する調査結果（令和 5（2023）年調査）



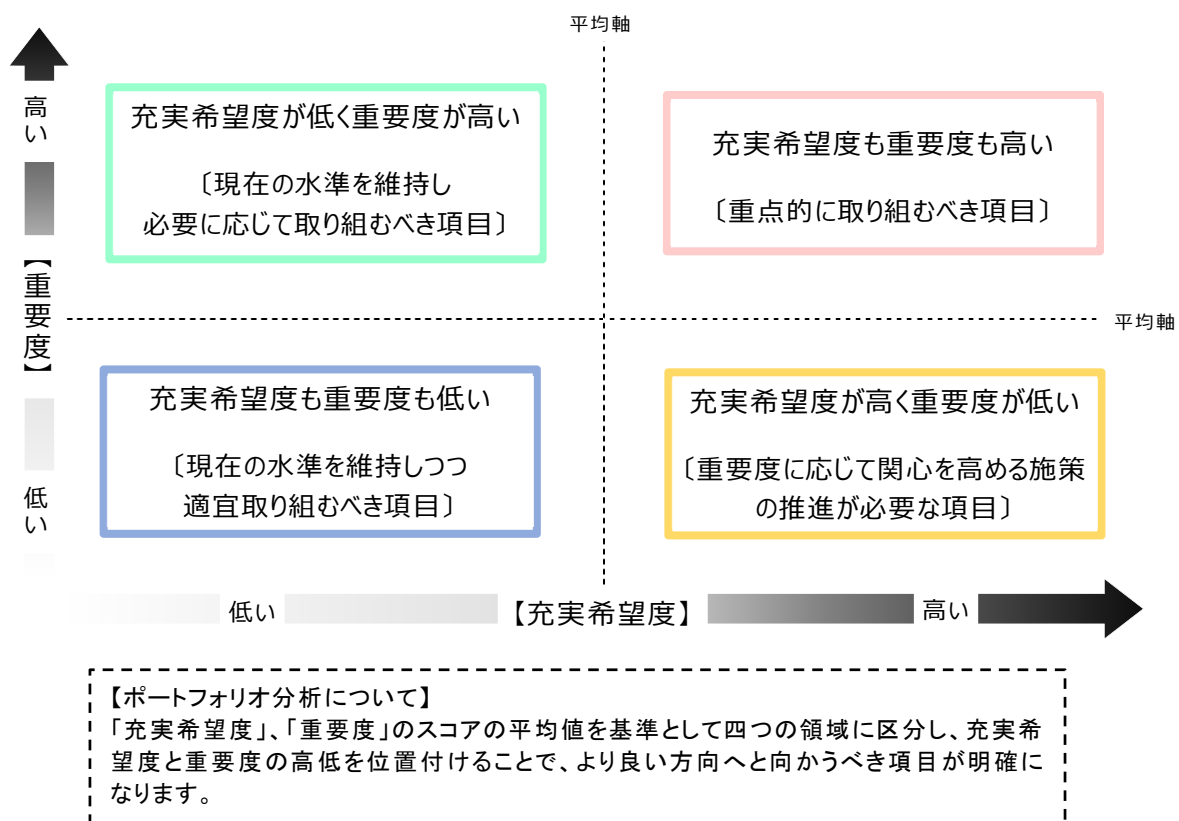
分野	示唆された課題
地球環境 (18～20)	満足度が低く、取組の推進が必要です。重要度も低い太陽光発電については市民への意識啓発が必要です。
自然環境 (1～4)	満足度が高く、豊富な自然の維持とそれを活かした取組が推奨されます。
廃棄物・資源循環 (14～17)	やや満足度が低く、重要度も高いことから重点的に取組を実施する必要があります。
社会環境 (10～13)	満足度はやや高いですが、公園、水辺の整備に関する取組が必要です。
生活環境 (5～9)	重要度が高く、水質保全、ごみ分別のルール of 広報などの取組は重点的に取り組む必要があります。
環境学習・環境活動 (21～24)	満足度、重要度ともに低いことから、市民への周知、意識啓発も含めた取組の促進が必要です。

8 環境に対する事業所の充実希望度・重要度調査

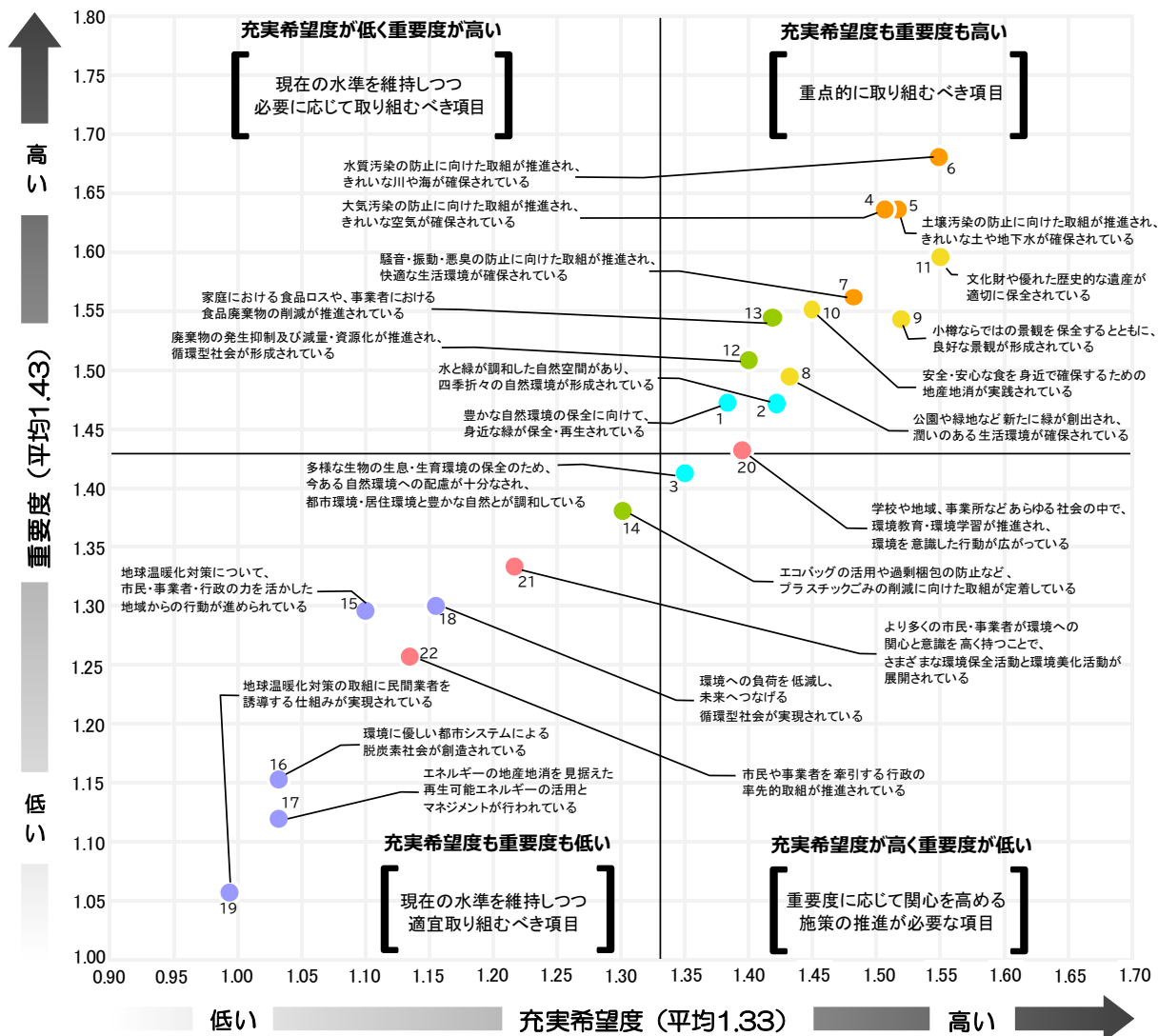
令和5（2023）年に市内の事業所を対象に実施した小樽市の環境に関する事業所アンケートの中で、小樽市の環境に関する22項目について、充実希望度と重要度を5段階で評価してもらい、その結果をスコア化し、ポートフォリオ分析を行いました。

充実希望度のスコア化の定義		重要度のスコア化の定義	
	スコア		スコア
充実させて欲しい	+2	重要である	+2
やや充実させて欲しい	+1	やや重要である	+1
どちらともいえない	0	どちらともいえない	0
あまり希望しない	-1	やや重要でない	-1
希望しない	-2	重要でない	-2
無回答	カウントしない	無回答	カウントしない

スコア化した「充実希望度」と「重要度」をグラフに表し、四つの領域に分類します。これは、環境施策を総合的かつ計画的に進める上で、今後どこに力を入れていくべきかを示す重要な情報となります。



■環境に対する充実希望度・重要度に対する調査結果（令和5（2023）年調査）



分野	示唆された課題
地球環境 (15～19)	充実希望度、重要度ともに低いことから取組について意識啓発が必要です。
自然環境 (1～3)	充実希望度が高く、重点的に取組を実施する必要があります。
廃棄物・資源循環 (12～14)	充実希望度、重要度ともに比較的高く、特に3Rに関する取組の推進が必要です。
社会環境 (8～11)	充実希望度が高く、重点的に取組を実施する必要があります。特に歴史的遺産の保全が求められています。
生活環境 (4～7)	充実希望度が高く、重点的に取組を実施する必要があります。特に水質保全に関する取組が求められています。
環境学習・環境活動 (20～22)	充実希望度、重要度、ともに比較的低く、取組について意識啓発が必要です。充実希望度が高い環境学習については重点的に取組を実施する必要があります。

9 ワークショップ

令和5（2023）年に市内で小樽市の環境についてワークショップを開催しました。本ワークショップでは小樽市で見られる環境問題が多く挙げられました。

■ワークショップで挙げられた課題と関係する分野

分野 環境問題	地球環境	自然環境	廃棄物・ 資源循環	社会環境	生活環境	環境学習・ 環境活動
降雪の増加	○					
雪質の変化	○					
夏季の気温の上昇	○					
セミが鳴かなくなった	○	○				
ヒグマ目撃数の増加		○				
ハンターの減少		○				○
エゾシカ、キタキツネの増加		○				
自然環境の保全・管理		○				○
不法投棄			○	○	○	
歴史的建築物への関心の低下				○		
歴史的遺産の整備不足				○		○
空き家の増加				○		
カラスによるごみ被害、 騒音問題の増加				○	○	
バイクの騒音					○	
自然と触れ合える場所少ない		○				○
ごみ出しのルール違反			○	○	○	○
低い省エネ意識	○					○

分野	示唆された課題
地球環境	気温の上昇や降雪の増加など地球温暖化による気候変動が既に顕在化しており、脱炭素化に向けた取組を促進する必要があります。
自然環境	獣害の要因となる野生生物の増加が示され、適切な自然環境の保全・管理が必要とされています。
廃棄物・ 資源循環	不法投棄、ごみ出しのルール違反がみられ、他分野にも関わる問題であることから重点的に取組を実施する必要があります。
社会環境	歴史的遺産とまちなみに関する問題が挙げられたことから、保全の取組が必要です。
生活環境	ごみに関する問題の他にも騒音に関する問題も挙げられ、騒音対策に関する取組の推進が必要です。
環境学習・ 環境活動	環境活動に関する問題が多く挙げられ、他の分野とも関わりのある問題が多いことから取組の推進が必要です。

10 小樽市の課題のまとめ

地球環境

気候変動が生じている中、市民、事業者の脱炭素に向けた取組は浸透しておらず、このまま対策が講じられない場合、深刻な環境問題が引き起こされる恐れがあります。脱炭素に対する市民、事業者の意識醸成、行動変容が推進されるよう、市民、事業者、市が一体となり脱炭素に向けて取り組むことが必要です。

自然環境

本市は豊かな自然が大きな魅力の一つであり、自然と共生した社会の実現が求められています。自然環境の保全及び適切な管理に加え、自然体験会などの豊かな自然と触れ合える場や機会が創出され、自然環境への関心が高まることが重要です。

廃棄物・資源循環

ごみの不法投棄やごみ出しのルール違反などの問題が依然としてあり、これらは悪臭発生、自然環境への影響、景観の損失など他分野にも環境問題を誘発します。3Rの更なる推進や廃棄物の適正処理に努め、市民、事業者、市により環境にやさしい循環型社会を形成していく必要があります。

社会環境

公園・水辺の整備や歴史的・文化的遺産の管理は、市民、事業者にとっても重要度が高く、取組の推進が求められています。本市ならではの景観・まちなみを保全しながら快適な都市環境を確保することが必要です。

生活環境

大気質、水質、騒音・振動、悪臭は市民生活に密接しており、特に、川や海、運河の水質は市民、事業者の関心が高いことが示唆されました。本市を訪れる人々が快適に感じられるとともに、市民が安心して暮らせる良好な生活環境を維持する必要があります。

環境学習・環境活動

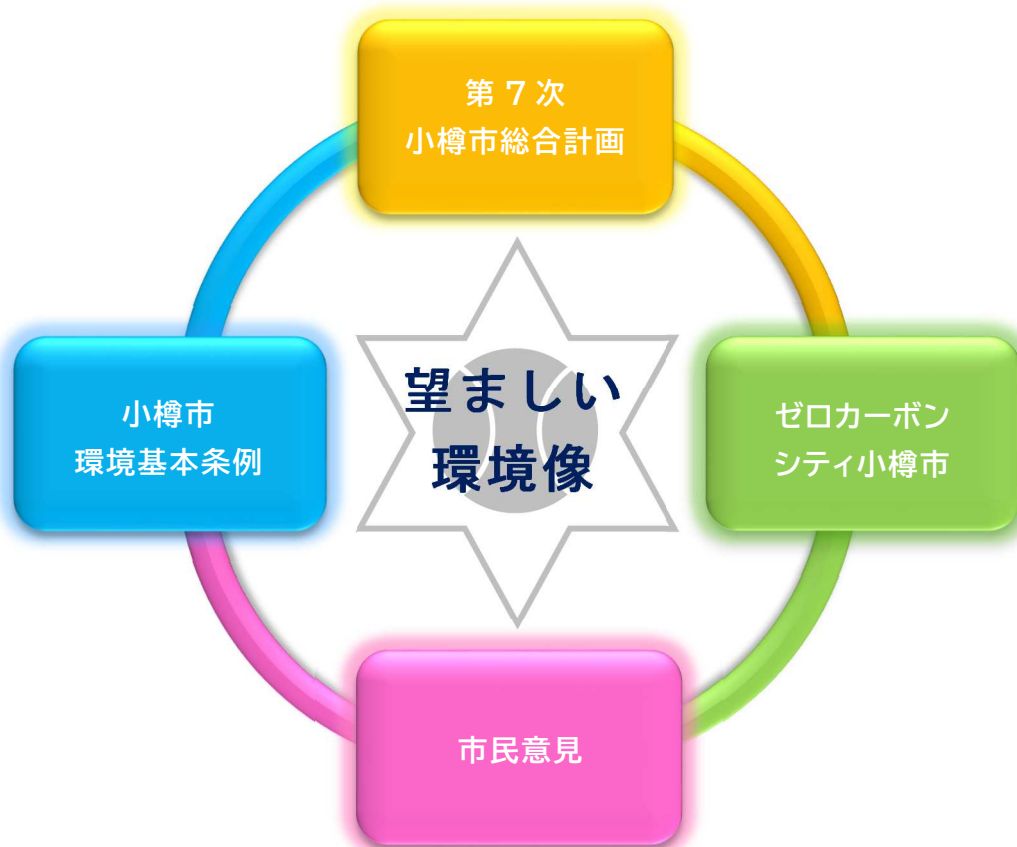
環境学習・環境活動は、市民の関心が低いことが示唆されました。良好な環境づくりを進めるためには、その起点となる環境学習の推進や環境活動の普及・拡大、市民、事業者の環境配慮意識の向上が必要です。

第4章

望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像

望ましい環境像は、将来にわたって小樽市の環境をどう保全していくかを中長期的にとらえる、目指すべきビジョンです。そのため、最上位計画である「小樽市総合計画」や「小樽市環境基本条例」などと同じ方向を目指すとともに市民の声を反映させる必要があります。



① 第7次小樽市総合計画

令和元（2019）年策定の「第7次小樽市総合計画」では小樽市の将来都市像として『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ～あらたなる100年の歴史へ～』を掲げ、また、基本構想の「まちづくり6つのテーマ」の一つである「テーマ5 環境・景観」の分野では、まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまちを掲げています。

まちづくりテーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）

四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、地球にやさしい取組、生活環境の保全、潤いと安らぎのあるまちづくり、循環型社会の形成に努めます。また、本市は、北海道開拓の玄関口として栄えた歴史を持ち、運河のほか、北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物などの景観資源を有しています。これらを本市固有の財産として守り育てるとともに、魅力ある都市景観の形成を目指します。

（第7次小樽市総合計画 p44 テーマ5 より抜粋）

② 小樽市環境基本条例

平成 22（2010）年 10 月に施行された小樽市環境基本条例の第 3 条では、次のような基本理念を規定しています。

- ・ 良好な環境を確保し将来の世代へ継承していく
 - ・ 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する
 - ・ 市民、事業者、市が相互に協力・連携する
 - ・ 地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組む
- （小樽市環境基本条例（「第 3 条」より抜粋）

③ ゼロカーボンシティ小樽市

令和 3（2021）年 5 月に、次のとおり「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明しました。

将来の世代へ安心して心豊かに暮らせる地球環境を引き継ぐため、ここに、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、更なる取組を推進してまいります。

（「ゼロカーボンシティ小樽市」表明文より抜粋）

④ 市民意見

第 2 次小樽市環境基本計画の策定に当たり市民意見を反映させるため、市民アンケート、事業所アンケート、ワークショップを実施し、さまざまな意見をいただきました。

このような第 7 次小樽市総合計画の目指す将来都市像、環境基本条例の理念、ゼロカーボンシティ小樽市の方向性、市民・事業所アンケート及びワークショップから得られた市民の意見を踏まえ、本市の望ましい環境像を次のとおり定めます。



撮影場所：天狗山展望所

◆みんなで学ぶ

恵まれた環境を保全し、環境にやさしいまちとするためには、未来を担う世代への環境教育の拡充に努める必要があります。一人一人が主体的に行動し、市民・事業者・市が連携・協働して、「みんなで学ぶ」ことを表しています。

◆豊かな自然

小樽は広大な山林と海に面し、多様な自然環境を有しています。これらの自然は多くの海産物、美味しい水を市民に提供するとともに、多くの動植物ともふれあえる豊かな自然環境に恵まれていることを表しています。

◆歴史と文化

歴史的建造物・文化財などは小樽の魅力であり次世代に受け継ぎたい大切な財産です。

◆未来につなぐ

今日の環境問題の解決や令和 32（2050）年にゼロカーボンシティを実現するためには、市民・事業者一人一人が環境負荷の少ないライフスタイル、ビジネススタイルを実践していく必要があります。さらに、市民・事業者・市が連携して、市全体で総力を挙げて取り組まなければならないことを表しています。

◆地球にやさしい

深刻化する地球温暖化や気候変動などの地球規模の環境問題、食品ロスやプラスチックごみ問題といった課題へ取り組むことが求められています。脱炭素社会や循環型社会を形成することは、本市の貴重な自然環境を保全し、未来へ引き継いでいくことにつながります。限りある資源とエネルギーを大切に利用する、持続的な発展と豊かな水と緑を守り、市民が自然の恵みを感じながら暮らせる「地球にやさしいまち」を目指すことを表しています。

◆美しいまち

観光都市小樽は、市民にも来訪者にも美しいまちと感じてもらえるよう、まちを代表する郷土景観や優れた自然・歴史的風土の保全に取り組み、道路、河川、公共公益施設などの緑化を通じて、自然と人が共生するまちを目指すことを表しています。

2 基本目標

望ましい環境像の実現に向け、六つの基本目標を示します。それぞれの基本目標に対し施策・取組を定め、市の環境施策を推進します。

基本目標1 ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち

地球温暖化対策のための取組を市民、事業者、市が協働して実施し、令和 32(2050)年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指します。

また、将来予測される気候変動の影響に対する適応を進め、安全で安心な暮らしができるまちの実現を目指します。

基本目標2 豊かな自然と共生し、身近に自然の恵みを感じられるまち

市が有する豊富な自然について、市民、事業者が理解を深め、自然環境に配慮した行動を実施するとともに、自然の持つ機能の活用を推進することで、人と自然が共生するまちの実現を目指します。

基本目標3 循環型社会を形成し、限りある資源を大切にするまち

環境負荷を低減するため、市民、事業者自身が資源の重要性を認知し、資源の再利用を促進させ、市内で発生するごみを減らすことで、資源が循環するまちの実現を目指します。

基本目標4 歴史・文化が自然と融合した美しいまち

市に現存する歴史的・文化的な遺産の保全と公園、緑地、水辺の整備を市民、事業者、市が協働して進めていくことで、これらが共存した市特有のまちなみの景観を創出し、美しいまちの実現を目指します。

基本目標5 良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち

大気、騒音、振動、水質、悪臭の保全対策を進め、周辺的生活環境に配慮した日常生活、事業活動の実施を促すことで、誰もが快適で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

基本目標6 学びの機会があり、市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組むまち

環境及び環境保全、配慮活動についての理解を深める機会を多く設け、市民、事業者、市が協働した環境保全を推進することで、市全体で環境保全に取り組むまちの実現を目指します。

3 施策体系・環境指標

基本目標の達成に向けて 17 の「計画の柱」を設定し、施策を推進します。計画の柱には、「具体的施策」と具体的施策の進捗度を示す「進行管理指標」を位置づけ、進行管理指標による施策の進捗状況の評価・点検・見直しを行います。

